

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日開会

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日閉会

平成 2 1 年 1 2 月
第 4 回定例会会議録
(第 1 日 1 2 月 1 5 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 2 1 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 5 7 号

平成 2 1 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 (火)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日 (木曜日) 午後 3 時 1 8 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席

欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席		欠席 ×
		12月15日	12月17日	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	松 本 篤			
税 務 課 長	森 下 安 博			
住 民 福 祉 課 長	棟 保 博			
保 健 事 業 課 長	合 内 昭 次			
介 護 事 業 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	堀 田 俊 二			
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明			
オ リ ー プ 課 長	中 塚 昭 仁			
農 林 水 産 課 長	平 井 俊 秀			
建 設 課 長	岡 本 安 司			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	森 弘 章			
介護老人保健施設事務長	(兼)谷 本 広 志			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡 健

議事日程

別 紙 の と お り

平成21年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成22年12月15日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 調査報告について
- 第4 一般質問12名
- 第5 議案第56号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 報告第20号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について) (町長提出)
- 第7 報告第21号. 専決処分の報告について(町の債権の支払請求訴訟に係る和解について) (町長提出)
- 第8 議案第68号. 防災行政無線施設(デジタル固定系)整備工事請負契約の変更契約について (町長提出)
- 第9 議案第69号. 浜条川水門等新設(上部工)工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第10 議案第70号. 内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約について (町長提出)
- 第11 議案第71号. 小豆島オーリーブ公園条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第12 議案第72号. 小豆島町記号式投票に関する条例について (町長提出)
- 第13 議案第73号. 小豆島町道路線の認定について (町長提出)
- 第14 議案第74号. 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について (町長提出)
- 第15 決定第1号. 農業委員会委員の推薦について (議長提出)

開会 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

今日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月8日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

次に、町長から、今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

いよいよ本年も余すところ半月となってまいりました。振り返りますと、ことしも多難な1年でございました。アメリカ発の金融不安に端を発した景気後退と雇用不安が長期化する中で、8月の衆議院選挙における政権交代、円高、デフレの高進など、日本の政治経済情勢はまさに激動の1年であったように思います。

一方、本町におきましても、内海ダム再開発事業につきましてさまざまな動きがございました。特に「コンクリートから人へ」というスローガンを掲げた民主党政権の誕生以来、事業の行方が全国的にも注目されてまいりましたが、先週土曜日には、町民多数の参加のもと、内海ダム再開発事業促進小豆島町民総決起大会が開催され、改めて事業を熱望する住民の総意が示されたところでございます。同日の午後には前原国土交通大臣が現地を視察されましたが、真鍋香川県知事が明確かつ強い推進姿勢を改めて表明したことは大変心強く思うところでございます。これまで一貫して地元知事の意向を尊重すると表明してきた前原大臣の視察目的が、知事の意に反した事業の凍結や見直しであったとすれば決して許されることではございませんが、大臣みずから今のダムでは町民の生命、財産を守れないことはわかったというコメントをされたのでございます。今回の視察を通して、事業の必要性は十分ご理解いただいたと確信するところであり、本日の香川県議会においては、新内海ダム本体工事の契約案件が可決され、着手に向けて大きな一歩を踏み出す見通しとなっております。

町としましては、県ともども断固たる決意を持って、新内海ダムの早期完成に向け、全力を傾注する所存でございますので、議員各位におかれましても一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、報告案件2件、契約案件3件、条例案件2件、その他案件1件、補

正予算の審議3件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、9月以降11月末までの主要事項に関する報告、監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件、定期監査報告書及び各常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、17番浜口勇議員、1番秋長正幸議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日と17日とし、会期は本日から17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から17日までの3日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 調査報告書について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、調査報告書についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、委員会委員長から報告をお願いします。

庁舎問題特別委員会委員長から報告を求めます。秋長委員長。

庁舎問題特別委員会委員長（秋長正幸君） 平成21年12月15日。小豆島町議会議長中村勝利殿。庁舎問題特別委員会委員長秋長正幸。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。本庁舎、分庁舎方式の再確認、庁舎建設の是非、庁舎の位置について。

2．調査の経過。平成21年11月27日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。出席委員、傍聴議員から本庁舎方式の再確認。建物は建てかえか既存施設の利用か、本庁舎の位置及び今後の庁舎位置選定、新庁舎の建設等の時期などについて意見を求めた。

1．本庁舎方式については、再度確認を行い、分庁舎方式の意見なく、本庁舎方式の確認をした。

2．庁舎建設については、耐震性等から新庁舎建設が大半を占めた。

3．本庁舎の位置については、土庄町と合併の有無及び学校統合など意見の中、池田地区内（埋め立てを含む）、池田現庁舎付近、草壁埋立地、現内海庁舎付近の4カ所を候補地とした。

4．今後のスケジュールについては、平成25年3月までに位置を選定し、27年5月を目標として新庁舎を建設し、本庁舎方式に移行する。以上、委員会で確認いたしました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は、不納欠損額と収入未済額についてお伺いをいたします。

平成20年度一般会計決算の中で、不納欠損額と収入未済額がともに前年度よりふえております。担当課職員も一生懸命頑張っているのも承知しておりますが、この2億5,300万

円の税、手数料等の収入未済金について、今後どのような手法をもって回収をしていくのかお伺いをいたします。

次に、固定資産税の現年度に92万円余りが不納欠損額として処理されておりますが、現年度はゼロにならなければいけないと私は認識をしておりますが、いかなる理由でこうなったのかということをお伺いをいたします。

これは、毎年のことですが、ベテランの職員が次々と定年退職をしていなくなる状態の中で、何としてもこれ以上収入未済金や不納欠損金をふやさないためにも、職員を2年や3年で異動させるのではなく、じっくりと腰を据えさせていろんな経験を積み、その人が次の人材を育てていく、いわゆる英才教育を施し、税のスペシャリストが今こそ求められていると思いますが、このことについて何か考えはありますか、お伺いをいたします。

また、昨年の決算委員会において、この回収に関して収納対策室に肩入れをしたいとの言葉が聞かれましたが、まじめに働き、まじめに納税をしている正直者がばかを見る世の中にしては、不平不満が募り、町の財政が立ち行かなくなるのは必定であります。財政厳しき折から、職員にもなお一層の奮起を促し、将来に希望の持てる社会を構築していくことこそ責務であると考えますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番谷議員の質問にお答えをいたします。

一般会計における収入未済額及び不納欠損額についてのご質問でございますが、収入未済額については、町税、負担金、使用料、手数料など、各課にまたがり、町税と手数料で不納欠損額が生じております。

まず、税、手数料等の収入未済額の徴収についてでございます。

担当課では、限られた人員の中で、工夫をしながら収入未済額の解消に取り組んできたところでございますが、それでもなお収入未済となったものにつきましては、平成19年4月から滞納整理を専門的に扱う組織として収納対策室を設置し、関係各課と連携しながら収納に取り組むとともに、関係各課における債権管理の指針として、債権管理条例などを定め、適正な債権管理に努めているところでございます。

一方、長引く不況などから、家庭や企業の経済はますます厳しい状況下にあり、なかなか滞納額を収納することが難しい状況でございます。そのような状況ではございますが、納付相談に一層努めるとともに、電話、訪問、催告書などの発行などで納付を依頼し、納付資力のある滞納者に対しては、財産調査などを行い、預金等の差し押さえ及び支払い督

促を継続していくことといたしております。

こうした取り組みを通して町の滞納整理に対する毅然とした姿勢を示すことで、時間がかかるとは思いますが、滞納額の縮小に粘り強く努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、固定資産税の現年課税分における不納欠損額についてでございますが、このことにつきましては、後ほど担当課長より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

最後に、税のスペシャリストを養成するために何か考えはあるのかというご質問でございますが、公務員は、従前から特定の住民や業者との癒着が生じないように、また広く行政全般を担当できるよう定期的な人事異動を行っておりますので、職場が変わる都度、職員それぞれが自己研さんに努め、どの職場においても対応できる能力を身につける努力をするよう指示しているところでございます。

しかしながら、一朝一夕では習得しがたい専門的な知識や経験などがそれぞれの職場で必要でございますので、税務職員につきましても、職員自身の一層の努力はもちろんですが、県や市町村アカデミーなど関係機関における研修会などへの派遣など、課税に関するスキルアップを重点的に努めてまいりましたが、今後は滞納整理に関する研修へも積極的に派遣したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 5番谷議員のご質問にお答えいたします。

現年度分を不納欠損処分とすることは、徴収権が地方税法第18条で定める時効により消滅していないのになぜかと疑問に思われるかと思えます。

ご指摘の固定資産税の現年課税分の中の不納欠損につきましては、破産終結等により登記記録が閉鎖された法人6社の固定資産税でございます。この6社につきましては、地方税法の規定により、滞納処分をする財産がないことにより、滞納処分の執行を停止した後、固定資産税を徴収することができないことが明らかであるため、地方税法第18条で定める消滅時効を待たずに納入する義務を直ちに消滅させ、欠損処分をしたものであります。

なお、この規定により登記記録は閉鎖されておられませんけれども、公的機関において解散が確認でき、また財産すべてが競売等で処分された法人1社につきましても、平成17年度から平成19年度分の固定資産税を欠損処分としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長（中村勝利君） 5番谷議員。

5番（谷 清君） 最前町長は、職員はすべての課を回って仕事を身につけるといふふうにおっしゃいましたが、この税の問題はある程度度胸の要る仕事でありまして、直接訪問をし、顔を見ながら説得をします。これはもうもらって当たり前の税金でございます。だから、その辺をひとつ勘違いのないように、今後どのようにしていくか、恐らく10年やそこらでは私はちょっといろんな教育をしてもだめなんではないかというふうに思っています。それで、そういうふうな税にたけとる人を途中採用でもいいじゃないですか。

これ、年々、去年が不納欠損額が2,100万円、ことしは二千五百も、六百万円もあるでしょう。未済額についても2億円何ぼあります。だから、これを回収するに当たって、おまえらこんだけ集めてきたら手当が青天井とまでは言わなくても、それに見合う何か手当みたいなもんをふやして、労に報いて、そうして焦げつきをなくしたいと、そうしないと、今までまじめにやってきた人が本当にばかを見ますよ。この辺、町長、いかがお考えでありますでしょうか。

それから2つ目、この小豆島町に固定資産を持っておられる方が、納付書やかい一つも来たことないがというのをこの間ちょっと耳にいたしました。このあたりがどういうふうな理由か、この辺もあわせてお伺いをいたしたいと、このように思います。

それから3つ目、この手数料のし尿563万円もありますけれども、これ資料がお手持ちであるならば、ご説明をしていただきまして、これに答弁をいただき、私の質問を終わりたいと、このように思います。よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 先ほどの最初の第1点の問題ですが、専門家でないとなかなか集金できんのではないかと申されました。そういう点はございます。

しかし、私、職員が税の取り立てに行っておる姿を見まして、毎行ったら必ず私のところへ報告に来て私が判を押すわけですが、職員は非常に熱心に、非常に苦勞をしておるわけです。皆さんに本当に口に出して言えんような場面もございまして、それをくじけずに丁寧的一生懸命になって、相手にみんな説明をしてやっておる姿を私はつぶさに今までずっと見てきております。そういう点で、今職員ばかりを責めるわけにはいきません。確かに、そういうベテランの徴収をする訓練をする、また勉強をするということは大事だと思います。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（森下安博君） 町内に固定資産を所有している納税義務者に納税通知書が届

かないというご質問でございますけれども、住民登録を変更しないで転居している場合に納税通知書がおくれたり、一時的に届かないということがございますけれども、ご質問の場合は、地方税法が定める固定資産税の免税点の規定によるものと思われま

す。固定資産税につきましては、地方税法に免税点の規定があり、課税標準で土地では30万円、家屋では20万円、償却資産では150万円とされ、それ未満の場合には、固定資産税を課税することができないこととされております。そのため、土地、家屋ともに免税点未満の場合は課税額が発生いたしません。古い家屋や地価の低いところではまれではございません。地方税法では、徴収しようとする場合には納税通知書を交付することとなっておりますけれども、課税とならない場合には納税通知書は発行する必要がございません。不動産をお持ちの方で疑問に思われるかと思いますが、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 清掃手数料についても、該当者52名、金額では565万円余りの不納欠損処理をいたしておりますが、これにつきましては、昭和47年度から平成15年度までの32年間分のし尿処理手数料の滞納繰越分でございます。

処理の主な理由といたしましては、収納対策室を設置した以降、一部の悪質な滞納者は簡易裁判所へ支払い督促を行っておりますが、し尿処理手数料は税などとともに5年間の消滅時効が適用されるため、5年間分しか請求できないこと、また町営住宅の一部では無届けで入居者等が移動をしており、古い年度での使用者の特定ができないなどの理由で今回欠損処理をいたしました。

しかしながら、今日の厳しい経済情勢の中で使用料を納付されている皆様方からは不信感、不公平感をお持ちになると同時に納得できない面や行政の努力が足りないことへの指摘もあろうかと思

います。平成20年度当初での清掃手数料の過年度未収金は、じんかい処理で9件分、金額は22万円余りであり、し尿処理では228名分、金額で895万円余りございました。このような中で、平成20年度での当課での対応といたしましては、未収金や滞納は出さない、ふやさな

いを目標に、口座振替のできなかった利用者には、その時点での電話での連絡、直接納付をいただいております。また、電話、書類での連絡でもお支払いをしてもらってない利用者につきましては、担当はもちろんのことですが、件数が相当ございましたので、期間を定めて課内職員全員での訪問集金もいたしました。その結果でございますけれども、年度末にはじんかい処理

手数料は9件の未納者がゼロに、し尿処理につきましては228件の未納者が半数以下の103件にまで減少をいたしました。このうち22件につきましては不納欠損の対象者でございます。また、平成21年度からは、一部の悪質と思われる未納者に対しましては、くみ取り停止や収集現場での現金決済もいたしております。

当課といたしましては、限られた人員の中で、工夫をしながら集金の手だてを講じておりますが、今後はより公平公正な行政を常に念頭に置き、集金体制を強化してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私は、学校等施設適正配置基本方針に関してということで、本年2月27日に学校再編整備検討委員会から町長に対し、学校等の施設整備基本計画、統合等の将来構想について答申が提出されてから、教育委員会において適正配置基本方針を策定することとなり、9月の委員会で決定した。基本方針の中で中学校は、池田中学校校舎の耐震化については、生徒の安全を確保することを最優先に考え、耐震補強工事を実施するため、早期に2次診断を実施する。池田中学校と内海中学校との統合については、耐震化の方針を明確にした上で統合を進めることとし、保護者及び地域との協議を行う。

なお、この基本方針をもとに平成21年度から5年間の小豆島町立学校等施設適正配置実施計画を策定し、具体的取り組みの指針とする。また、町議会、保護者及び地域との協議を行いながら適正配置を進めることとなっている。決定後、11月2日に議員懇談会を開催し、その後11月17日に自治連合会で説明したが、そのときの状況では時間は30分ぐらいいしかなかったと聞く。池田分会の大半が納得できないという意見を聞くが、どのようにとらえて対応を考えているのか。

また、要望書を提出している池田中学校を守る会に対しては、どのような対応を考えているのか。文書での回答はあるのか。今後、保護者、地域との協議を計画しているようだが、十分な話し合いの場が持てるのか、町長、教育長に伺う。

2点目、オリーブの新漬けに関する問題。農地の荒廃、遊休地解消などを目的に、旧町時からオリーブ植栽を振興してきた。年々生産量がふえ、特に昨年、ことしと台風の被害もなく、新漬けに取り組む生産者などが多かったと聞く。ことしも台風の影響もなく収穫が多く見込まれる。オリーブを核としてまちづくりを振興することは大事であると認識しているが、オリーブを苛性ソーダで洗った後の廃液をそのまま流すと河川を汚し、環境に大きな影響を与えることを考慮することも必要だと思う。近年、住民からの苦情もあ

り、また県の指導もあって対策を実施したケースもあると聞く。排水対策には多額の費用もかかると聞き及んでいる。今後も年々生産がふえてくると予想されるが、町としてどのような対応を考えているのか、町長に伺う。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番森口議員のご質問にお答えをいたします。

本年2月に小豆島町学校再編整備検討委員会からの答申が提出されまして、池田中学校と内海中学校の統合及び内海地区の3小学校の統合の方向性が示されました。この答申を尊重し、教育委員会において慎重に協議を行った結果、今回の小豆島町立学校等施設適正配置基本方針が策定されたところでございます。

これまでの議会での答弁でもお答えをしておりますが、子供たちにとってよりよい教育環境を確保するためには、将来的な統廃合は避けることのできない課題であることはご理解いただけるものと存じます。

一方で、学校の統廃合は非常に難しく、時間を要する問題であり、保護者を含めた地域の皆様のご賛同を得ることは非常に困難であると承知をいたしております。また、これまでに何度も申し上げておりますが、統廃合について時間をかけて十分に協議し、保護者や住民の方にご理解が得られるよう努めることが重要であり、地域の方々のご意見を無視して統合を強行するような考えはございません。今後は、小豆島町立学校等施設適正配置基本方針について保護者や住民の皆様にご説明をする機会を設けていただき、協議を進めてまいりたいと考えております。

この説明会で十分な話し合いの場が持てるかどうかという質問でございますが、先ほども申し上げましたように、統廃合の協議については時間がかかるものでございます。これまでの統廃合の経緯を見ましても、協議に要した時間は異なりますが、たび重なる協議を行い、保護者及び地域の皆様のご理解をいただくために努めてまいっておりますことは、ご理解いただけるものと思っております。なお、具体的な説明会の開催方法や今後の進め方につきましては、後ほど教育長から答弁をいたします。

次に、2点目のオリーブ新漬けを生産する際に生じる廃液の問題でございます。3番議員がご指摘のとおり、果実生産量の増加に伴い、オリーブ加工業者における塩蔵の生産量が年々増加すると予想される一方、これら加工業者以外にも、小量ではありますが、産直市などでの販売や自家消費を目的として塩蔵を生産する個人農家がふえつつある状況でございます。

オリーブの塩蔵加工の際に生じる赤褐色に染まった強アルカリ性の廃液等の処理につき

ましては、平成20年3月議会におきまして藤本議員からご質問をいただき、水質汚濁防止法に基づく排水基準では、1日の排水量が平均50トン未満の場合は適用されず、島内の塩蔵加工業者のほとんどがこれに該当し、廃液をそのまま河川や水路に流しているのが現状であるところをご報告申し上げたところでございます。

その後、県ではうどんのゆで汁なども含め、新たな環境問題に対応するため、平成20年4月に「香川県公害防止条例」を「香川県生活環境の保全に関する条例」と改め、平成21年10月からは水質保全対策として、これまで規制のかからなかった小規模事業所などに対する規制を設け、1日の平均排水量が10トン以上の場合は県知事への届け出を義務づけるとともに水質排水基準を超えて排出できないこととなっておりますが、若干の猶予期間があり、実際に規制がかかるのは平成24年4月1日からとなっておりますことから、現段階では規制に該当する加工業者は島内では1社と聞いております。

香川県小豆総合事務所環境森林課では、平成19年に住民からの苦情があった加工業者に対する指導、平成20年には産直市などで販売している個人農家に対しても、廃液をそのまま河川等に流さず、中和してから排水するよう指導を行ったと聞いております。

また、島内で加工を大量に取り扱う業者に対しましては、廃液の処理について香川県発酵食品研究所が脱色、中和の方法を具体的に説明しておりますし、個人農家向けには、小豆農業改良普及センターが家庭でできる中和の方法を検討しております。

町といたしましては、1日平均排水量10トン以上という規制にかかわらず、大量に取り扱う加工業者に対しましては施設整備資金借り入れのための融資制度の情報提供を行い、また小量を扱う個人農家に対しましては現在小豆農業改良普及センターで検討している廃液の中和に強酸を用いる方法などを栽培管理講習会や町のホームページなどで紹介するなど、環境面への悪影響が生じないように指導してまいりたいと考えているところでございます。

森口議員ご指摘のとおり、荒廃農地などにオリーブを植栽することにより、生産振興の面では環境美化に大きく貢献しているにもかかわらず、加工面においては環境への悪影響が生じることのないよう、また観光の島として、オリーブの島、小豆島のイメージを損なわないように、今後とも各関係機関とも十分連携をとりながら、オリーブ振興を図ってまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 3番森口議員のご質問にお答えいたします。

まず、11月17日の自治連合会での説明が30分間しかなく、池田分会の大半が納得していないことをどのようにとらえているかということですが、さきの自治連合会は、総代及び自治会長の皆様に小豆島町立学校等施設適正配置基本方針の説明をするとともに、保護者及び地域の皆様に対する説明会の開催についてのご協力をお願いしたものでございます。

これからの説明会におきましては、生徒数が減少し、クラス編制がどうなるのか、学校施設の耐震性はどうか、教師の確保が困難になる中で教育環境をいかに確保していくのか等の説明を行い、現状を十分にご認識していただいた上で皆様のご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

また、この説明会で十分な話し合いの場が持てるのかというご質問でございますけれども、説明会の開催につきましては、まず保護者への説明会の後、各地区での説明会を開催する予定を考えております。地区の説明会のほうはできるだけ旧小学校区単位で開催し、双方にとりまして有意義な協議の場となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、来年4月18日に町長選挙もございますので、そこで選ばれた町長さんのご意向も踏まえ、具体的な年次計画の策定など、次の段階へと進めてまいりたいと考えておりますが、学校の統合問題は実施計画を策定したからといって、その年次計画に基づき強行して統合を実施するものではありませんので、引き続き住民の皆様のご理解を得るよう努めてまいりたいと思っております。

中学校の統合問題につきましては、さきの9月定例会におきまして14番村上議員さんのご質問に対して答弁いたしておりますように、何年か先を考えますと1校になっていることは容易に想像できることであり、統合方法等をいかにするか、また時期をいつにするかということが問題になるのではないかと考えております。この統合の時期を先送りすることは子供たちにとってよいことなのか、よりよい教育環境を確保するためにはいつごろの統合を目指すべきかについて、議員の皆様にお考えいただくとともに住民の皆様にも慎重にご判断をいただきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

また、要望書を受け取っております池田中学校を守る会への対応につきましては、できれば話し合いの場で十分な説明と意見聴取に努めてまいりたいと考えており、文書による回答は考えておりません。

なお、学校統合問題は池田中学校だけでなく内海地区の3小学校の統合もございますので、内海地区におきましても池田中学校の協議と並行して進めてまいる必要があると、こ

ういうふうを考えております。

何回も同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、学校統合は住民の皆様のご理解を得ずに強行に進めるべき問題でないことを前提に、今後の協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） オリーブにつきましては、地域住民とのトラブルがないように、いろいろ指導していく方針を考えていただきたい。

それから、学校の分につきましては、特に今教育長から答弁がありました。保護者と地区住民の別々にするということですが、この保護者についてはどのような範囲、例えば将来中学校へ行く、現在こどもセンターに通われておられるお子さんのあたりから考えておるのか、そのあたりと、それから旧小単位ということで地区住民に対して説明するということではありましたが、これはもっと細かくすべきではないかと思えます。

守る会への対応ということについては、話し合いの場を持って意見を聞くということでしたが、これはいつごろ考えておられるのか、文書での回答はないということで、それはもう別に構わないんですが、そういうふうなことで、まずその2点をお願いします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 3点ほどご質問あったかと思うんですけれども、1点目の保護者の範囲ですけれども、当然こどもセンターのお子さん、内海地区におきましても、内海保育所の保護者の皆さんにもお話ししていきたいと、そうしないと来年統合するわけじゃございませんので、今から話し合いを初めて進めていくわけですので、実際に影響を及ぼすのは保育所のお子さんにも影響があるかと思っておりますので、保育所段階から話を進めていきたいと、そういうふうを考えております。高校生の保護者というようなところまでは一応は考えておりません。現在の中学生の保護者範囲になるかと思っております。

それから、地区住民の説明会の範囲というのか、地区説明会の単位をどうするかというご質問ですけれども、今のところ各小学校区ってというような考えを持っておりますけれども、旧池田小学校区は広いので2回か3回ぐらいに分けてしないといけないんじゃないかというご意見をいただいておりますので、目下調整中でございます。

それから、3点目の守る会への対応についてでございますけれども、話し合いの場、年内は難しいかと思っておりますので、年明け1月になろうかなと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 時間ありますか。

私が思う少し違うのが、保護者、範囲的にはそういうふうなものでいいんですが、地区住民に対しての意見交換というか意見を求める場というのは、やはり池田本町を二、三回に分けてというようなことですが、これは例えば三都とか二生とか範囲が広いわけですから、ここらももう少し分けてやるべきではないかと、そうでなかったら今後、教育長、前に議員懇談会の際に議員の協力もいただきたいというような発言がありましたが、次第と執行部の考え方でその場を持つというのは余計溝が大きくなるというか、地区によりますとかなり拒絶反応が出ておりますので、そういうようなところを十分つかんでおるのかどうかということ、そこらがひっかかってくるんですが、そうでないと、私もはっきり言いまして絶対統合は反対というわけではないんで、今回の場合、スタートの時点から何回もこの質問をしておるんですが、答えもほとんど同じ答えが返ってきておるんですけども、スタートで変になってしまったんが原因であると、ですから今回の説明会、これは本当に腹を割って話ができる場というものをつくっていく考えがあるんかどうか、再度答弁をお願いします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 住民の皆様方がどういうお考えを持っているかっていうのを十分につかんでいるかっていうことですが、私のほうでは十分につかみ切れてないっていうところは大きいかなと思っております。

ただ、ところどころで皆様方のお話は伺っております。先ほど3番森口議員からご指摘ありました二生、三都につけても、より小さな範囲での説明会はどうかというようなことでございますので、またそちらのほうも検討はさせていただきたいと思っております。

教育委員会のほうといたしましては、委員会の決められた内容を事務局のほうで説明しているというような形になるうかと思っておりますけれども、その回数はできるだけ多くしたいと、会が多くなることについてはいかさかもやぶさかなところはございませんので、皆様のご要望があれば、何回でも足を運んでまいりたいというような考えはございます。十分検討させていただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 次、10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は2点質問をいたします。

まず1点目、バイオマスとバイオマスタウン構想での町の方針はということで質問いたします。

バイオマスとバイオマスタウン構想は、今民間の人たちが積極的に動いていますが、これは町の将来を決めかねない大きな問題であり、町は実現に向け、今後どのような取り組みを考えているのか。今までのようにし尿や生ごみも土庄町と一緒に広域でと考えているのか、また小豆島町単独で考えているのか。また一方、民間に委託してやろうとしているのか。町の方針はいかがか、お聞かせいただきたい。

2点目、県がオリーブ産地の拡大を讃岐で進めているが、その対処法は。

先日の新聞報道では、多度津町でオリーブ部会が発足したとのこと。県はオリーブ産地の拡大を進めていると書いてあったが、事実なのですか。地域特産品ブランド品づくりを進めていく中で、オリーブは今までほかの地区にない産物であった。また、町の後押しを受け、大分増加してまいりました。そしてまた、我が町には日本でただ1カ所のオリーブ課があり、このオリーブ課が今以上に強力なオリーブ支援策をもって取り組む必要があると思うが、町としてどう考え、またどう対処していくつもりなのか、お聞かせいただきたい。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番植松議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のご質問でございますが、町内にあるバイオマス資源を有効に活用していくために、バイオマスタウン構想で今後の町が進むべき方向を示すべきだという趣旨かと存じます。

このバイオマスタウン構想につきまして、一昨年、廃棄物系バイオマスの一つである醤油かすの飼料化への検討が官民共同で進められていることを受けまして、昨年の3月議会において10番議員からバイオマスタウン構想の早期実現に関する一般質問をいただきました。その際、町の基本的な考え方として、本町の基幹産業である食品産業から発生する廃棄物系バイオマスの利活用に加え、自然や農業に親しむ生活、環境に優しい暮らしなど、オリーブライフのまちづくりを目指す上で、バイオマス資源の有効活用が不可欠である旨の答弁をさせていただいたところでございます。その後、原油の高騰に起因して、島内の大手企業においては、飼料化よりも焼却による熱回収のための補助燃料として利用するほうが費用対効果の面で有効であり、当面はその利用を継続することとされているところでございます。

このような状況下におきまして、本年、民間企業の有志で組織する小豆島緑地株式会社が経済産業省四国経済産業局の助成を得て、産業系バイオマス資源を中心とする小豆島町における共同利用型バイオマス施設の事業化に関する調査に着手していることから、今後

の各産業界の取り組み状況を注視しながら、その実現性なども踏まえ、生活系廃棄物や未利用バイオマス資源の利活用も念頭にバイオマスタウンの実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

これに係る現在の取り組み状況といたしましては、本年4月にまちづくり総合プロジェクトの中にエコアイランド推進部会を新設し、各メンバーによる町の廃棄物の現状把握とともに、今年度末をめどにバイオマスタウン構想試案の策定を進めているところでございます。

また、日常生活において発生するし尿や生ごみ等も貴重なバイオマス資源でございますが、現時点でのし尿と浄化槽汚泥はみさき園と御影浄苑で単独処理を行っており、生ごみについても小豆島クリーンセンターで焼却処理を行っております。これらの施設のうち、特にみさき園は、昭和52年から稼働し、32年が経過をしておりますので、建てかえを検討する時期が近づいておりますし、土庄町小豆島町環境衛生組合で運営しております御影浄苑につきましても、平成3年に建設され運転いたしておりますが、地元地区の協議により、平成27年度末までという期間限定で稼働しております。

このため、担当部署へは、し尿処理場の更新構想に着手するよう指示いたしておりますが、現段階では3つの案を考えております。

第1案としましては、本年度より国では既存の社会資本ストックの有効利用を図るために長寿命化計画を策定した廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業が交付金事業となりましたので、この制度を活用し、みさき園の大規模改修を行い、改修後は池田地区のし尿処理も行いながら15年度程度の延命を図る案、2案といたしましては、し尿処理場単独での更新を図る案、第3案といたしましては、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等のバイオマスを利活用できる施設に更新する案となっております。

これらの施設改修案や更新案の基本的な方針として、町内の廃棄物は町内で処理しなければならないと考えておりますが、池田地区のし尿は土庄町小豆島町環境衛生組合が運営する御影浄苑で処理してきておりますので、いずれの案にいたしましても土庄町との協議が必要と考えるところでございます。

また、これまでのし尿処理関連施設は、自治体の責務により、公設公営の公共事業として建設、運営されてきましたが、最近の全国的な動向としては、平成11年に民間資金などの活用による公共施設などの整備の促進に関する法律が成立して以降、公共施設などの整備に民間の活力、イノベーション、経営ノウハウやリスク管理能力などを利用したPFI事業やPFIに準じた民間委託方式を採用する動きが活発となってきております。

さらに、自治体が国などの補助金を受けて施設を建設し、管理運営は民間委託するDBO方式を取り入れる自治体もふえてきておりますので、これらの事例の検証も含め、継続して検討を重ねてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目のご質問でございますが、香川県のオリーブ振興策につきましては既に新聞等でご存じのとおりでございます。これにつきまして、オリーブ課から再度県生産流通課に確認いたしましたところ、耕作放棄地対策の一環として振興計画を進めているとのことでした。

次に、多度津町のオリーブ部会の発足の件につきましては、ブドウの生産者など27名で構成されており、耕作放棄地が増加していることやオリーブ栽培がブドウ栽培より労力がかからないこと、また県がオリーブ産地の拡大を進めていることなどをきっかけとして、本年度、耕作放棄地再生利用事業を利用して40アールの試験栽培地を整備するもので、今後本格的に取り組むかどうかは検討中であるとのことでございます。

また、香川県以外でも、特に九州各県におきまして大規模なオリーブ産地づくりを目指す動きがございます。本年度、オリーブに関する行政視察が担当課だけで10件に達し、そのうち九州地方が6件という状況であり、既に数千本が植栽されているとも聞いております。

このような状況を町はどのように考えているのかという点につきましては、かつて電照菊や手延べそうめん、醤油が全国各地において産地化されたように、オリーブに限らず、その産地化が進むことについては基本的に対処の方法はないものと考えており、将来予想される産地間競争の中でいかにして他産地との差別化を図り、勝ち残るかが大きな課題でございます。

本町では、総合計画の中で、オリーブライフ小豆島を町の将来像に掲げるとともに、オリーブ振興をシンボルプロジェクトに位置づけし、現在までに苗木の配付や荒廃農地の再整備事業などの実施により、町全体では栽培面積にして約65ヘクタール、推計ではありますが約150トンの果実収量を有するまでになり、若木も多いことから、まだまだ収量が増加するものと考えております。

こうした中、食用オリーブオイルとして、平成19年12月に財団法人食品産業センターより「本場の本物」の認定を受けるなどブランド化対策も取り組んでまいりましたが、今後産地間競争を生き抜くためには、日本のオリーブ発祥の地、小豆島という地域ブランドの確立が急務と考えるところでございます。

そのためには、食用オリーブオイルについては酸化等の化学試験はもとより採油条件等によっても味が変わることから、今年度も実施いたしますNPO法人小豆島オリーブ協会主催のオリーブオイル品評会などの継続実施を通して、味と品質の統一化が重要であると考えておるところでございます。

また一方では、栽培面及び加工面など、さまざまな角度から試験研究を行い、農業試験場小豆分場やオリーブ公園で試験栽培をしている新品種の中から新たな推奨品種を選定し、各加工業者らと協議した上で農家への普及につなげる取り組みも必要と考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、島の農地は狭く、生産条件が不利なことから、量より質をモットーに今以上に各関係機関との連携を密にし、より品質の高い小豆島ブランドの確立に取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、議員各位におかれましても一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今、町長の答弁で、バイオマスのほうのこともある程度聞きました。更新として年度末を目標に試案を出すというふうな形、それからし尿処理の部分では3案をやると、それからまた産業廃棄物等ではPFIだとかいうふうな方式を取り入れようと、考えようというふうな感じの答弁であったと思うんですが、どちらにしましても、この年度末までに考えようと、それからみさき園だとか、それを改良して15年使うとかいうふうな感じの答えであったと思うんですが。

町の中で実際、先ほど言いましたように、去年の原油高騰で1社が、大量に出よるところがもうやめたというふうな感じで、今度新しい小豆島緑地がこういうふうな塩分を含んでいるもんまで処理できるんじゃないかという実験をやっておったのを、これが11月25日にその四国経済局の主催のセミナーの中で一応発表されて、こういう方向をやっていかんかというふうなことを言うてました。そしてまた、その場で主催者の緑地の社長に聞きました。これ単独でやるつもりですかと、いやいやそうじゃないと、単独でやるつもりは毛頭ないと、そしたら町がどういうふうにしたらええんかと、町と一緒にやっていかなんだらいかん事業やと思うとるというふうな明確な答えが出てきましたけれども。

し尿だけでなしに産業廃棄物の分も一緒に処理できるような施設を十分考えていただかなんたら、産廃は産廃のほうで処理しろと、そしてまた片一方は、し尿はし尿で1案であれば改良して15年間使うというふうな形のもんでまとまってしまうと、また困る問題が出てくるんじゃないかなと、結局10年先送りをしておるだけで根本的な解決策でないという

ふうになっております。

決算特別委員会でも、し尿施設の耐用年数にも限度があるという形で指摘されておるように、これはやっぱりもっと大きい形で、し尿だけという形じゃなしに考えていただきたい。

そして、去年、大木町へ視察にも行きました。緑地の人も行って、見た結果、あれが一番いいんじゃないかと、今のところ考えられるのはいいいんじゃないかということも、そのときにも言うておりましたんで、ぜひ両方一緒になって処理ができるというふうな、緑地と一緒に、そして町と一緒に、し尿も、今の産業廃棄物8,000トン余りの部分も処理できるということを考えていただきたいと思います。

それと、オリーブのことですが、これやっぱり九州のほうでやり出したと、それからまた讃岐のほうでもやり出したということは、平地がたくさんある、耕作地がたくさんあるということで、小豆島がなかなか簡単に対処できんなという感じもしますが、町長は先ほど対処法はないというようなことを返答したと思うんです。私は、対処法はあると思うんです。ですから、最後のほうに量から質へというふうな答弁もありましたけれども、このオリーブの小豆島がオリーブの中心地、多分これ30年、50年したら、私も5年前の小泉元首相との座談会の中で、瀬戸内オリーブコンビナート構想いうのを話しましたけれども、瀬戸内地帯がオリーブの大産地になると、日本の、そういうふうなことを私は夢見ておりますけれども、やっぱりそういうなったときでも小豆島が中心になると、これは今の時点でやっぱり農業試験場、それからJA香川の小豆島、それとNPOであるオリーブ協会もありますが、そういうところと一緒にやっぱりやっていかなんだら、これ今のままで、今さっき言ったように対処法がないと言うだけで済んでしまうんでは、もうこれ寂しい限りでありますんで、ぜひ連携を組んでやるという、ここをしっかりとってほしいなと思っております。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） バイオマスにつきましては、担当課のほうで答えさせていただきます。

オリーブにつきまして、先ほど言われましたご指摘のとおりだと思っております。県知事のほうから、1カ月くらい前ですが、長崎県から、大々的に県はオリーブを奨励したいんで香川県は承知してくれと、こういう知らせがあって、そしていやとは言えないので自由にどうぞと、こういうようなことで返事をしましたという、私のほうへ県のほうから知事の代理として電話がありました。そこで、小豆島だけじゃなくて長崎県が大々的にや

るんやったら、香川県も本土のほうでもオリーブは植えてくださいというようなことで進めていきたいと思うのだが、それも町長のほうで了承してほしいと、こういう電話でありました。これはもう仕方ないと思うんです。

そこで、今先ほど植松議員から提案がありましたように、後の策がないというのではいかんと思います。そこで、こんなときこそ日本のオリーブのリーダーは小豆島だという位置づけをここできちっとするのにどうしたらええかという戦略が、戦術がなかったらいかんと思います。そういう点で、オリーブについては小豆島がリーダーシップを握っていくんだという体制づくりをどうしていくかということで、産業界、それからいろいろな組織だったり、今言われたように農業団体、農協とか全国の組織、そういう中で小豆島が常にオリーブについては会議をし、いろんな研究をし、発表をするのは小豆島から発信していくという形をこれからつくっていかないかと、こう思います。そういう点でまたいろいろとアドバイスなり、またご協力、また小豆島挙げてやっていただくような方向になっていきたいと、こう思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） バイオマスタウン構想の町長がご答弁した詳細の内容でございますけれども、本年4月1日から町の職員でエコアイランド推進部会を設置しております。そこでは住民の環境意識の高揚と未利用資源のリサイクルについての調査研究を進めまして、環境と調和した循環型社会のまちづくりの推進を図ることを目的としまして7名の部員で発足をいたしております。これまで4回部会を開きまして、バイオマスについての基礎知識とかバイオマスの取り組みに対する国の補助制度、他の自治体で取り組まれているバイオマスの状況、町内でのこれまでの取り組み状況を学習をいたしております。

今後3月までにはこの部会で試案を作成をさせていただきたいということで準備を進めておりますけれども、バイオマスタウン構想につきましては町内のすべての皆様のご理解をいただいた上で当然進めていくべき問題であると考えておりますので、たたき台の試案は町職員によって作成をさせていただきますけれども、最終的にはそれをたたき台として皆様にご検討いただくという作業がこれから必要になってまいると考えております。

その中で、処理場の改築に関してバイオマスの取り組みをとということでございますけれども、これにつきましても先ほど申し上げましたように、改修の手法としては一応3案、計画案として予定をいたしておりますので、ご指摘いただいた面を大いに参考にさせていただきながら、継続的に詰めをさせていただかなければならないということで、もう

少し町民の皆さんとか議員の皆さんも含めて議論をいただける場を何回も設置しなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。あと3分です。

10番（植松勝太郎君） はいはい。

今、返答いただきました。しかし、御影浄苑に限ってはもう27年でいかんという話もありますので、これはもう一、二年のうちに結論を出さなければ、27年の部分には間に合わないということもありますので、これはぜひ執行部のほうの強力なリーダーシップをとってやってほしいと思ひます。

それから、長崎が、九州のほうが大々的にやるというから、香川県も仕方なくもうしゃあないがというふうな形だということらしいですが、小豆島が、さっきも言いましたように埋もれてしもうたんでは困るので、ですからやっぱりオリーブの栽培、それから研究、そういうところで、長崎で、九州のほうで何十万本できようが、讃岐のほうで何百万本できようが、やっぱり栽培のところの技術と研究という部分がここにあるんやというふうな部分を早く確立したら、これはどこにも負けないいうんですか、何かあったときには必ず小豆島へ聞けという形で小豆島いうのがずっと残ると思うんですが、これに関して町長、どうですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 同感であります。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。11時再開。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 質問を前にちょっと訂正をお願いしたいと思ひます。通告の文書でインフルエンザのところで、2ミリリットルとなっておるところを1ミリリットルと訂正をお願いしたいと思ひます。

それでは、質問させていただきます。

小豆医療圏域の新型インフルエンザワクチンの対応について。

12月を迎え、新型インフルエンザワクチンの接種が本格的に行われるに当たって、県下

2市2町がワクチンの集団接種を実施する方針であると報道されました。それは、ワクチンの容器が10ミリリットル（大人20人分）、1ミリリットル（大人2人分）の2種類で、おおむね半々の割合で配付され、開封後24時間以内に接種しなければ残りを廃棄しなければならないとなっています。西讃地区では、三豊・観音寺医師会が接種率の向上とワクチンの無駄な廃棄をなくするのに有効として三豊・観音寺市に打診したとのことでした。小豆圏域では医師会との協議はどのようになっているのか、また行政としてどのように住民の皆さんに混乱のない情報提供ができると考えておられるのか、お伺いいたしたいと思います。

次に、景観計画はどのような考えで策定するのか。

瀬戸内海の景観保全について協議する瀬戸内海の景観検討委員会の初会合が、11月18日、県庁であり、委員会では小豆島、豊島、直島をモデル地区に方策を検討し、本年度内に景観保護の指針となる県のガイドラインと各町との景観計画案を策定。また、検討結果は今後の瀬戸内海全体の景観保全の取り組みにも生かしていくとの報道がありました。

9月議会で指摘しましたが、不法投棄はもとより私有地に対しても何らかの規制を考えていかなければ、景観保全は図られていかないのではないかと考えます。我が町は景観法に基づいて主体的に景観計画の策定などが行える景観行政団体に認定されていることですが、どのような対応を考えているのか、また考えようとしているのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番安井議員のご質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、住民一人一人が自分の判断で接種を受ける任意の予防接種となっており、国と委託契約を締結した受託医療機関で10月中旬から優先接種対象者に順次接種を実施しております。小豆医療圏域では、かかりつけの患者及び一般来院者を対象としたワクチン接種が可能な医療機関として12の医療機関が契約をしており、そのうち小児への接種可能とされる医療機関は5医療機関となっております。

ワクチンの接種に関しましては、新聞、テレビ等の報道が先行する中で、各医療機関への問い合わせなどによる混乱を防ぐために、住民への周知時期やその内容につきまして、小豆郡医師会と連絡をとりながら実施しております。

なお、県内の数カ所で行われております集団接種につきましては、郡市医師会からの提言により医療機関に配布されたワクチンを持ち寄って接種に至った市や医療機関が共同

で実施した町など、その方法はさまざまですが、小豆郡医師会としては現時点での集団接種の実施は考えていないとのことでした。

その上で、住民の情報提供につき、医師会を含め町内の各医療機関と連携をとりながら、ワクチンの供給状況を把握しつつ、国の示す優先接種の対象者に対し、順次周知を進めているところでございます。

具体的には、11月10日に町内全紙の新聞折り込み、12月町広報紙への掲載とともに、接種スケジュールが前倒しとなった小児につきましては、教育委員会の協力を得て、町内の保育所、幼稚園、小学校などを通じて周知や個別通知をいたしております。

今後につきましても、接種スケジュール等が固まり次第、順次周知してまいりまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、ご参考までに、内海病院におけるワクチン接種等の状況について、後ほど病院事務長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の景観計画の策定についてのご質問ですが、町内には小豆島を代表する観光地の寒霞渓を初め、棚田百選に選定されている中山の千枚田など、数多くの自然を生かした景観資源があり、町の総合計画でも多島美豊かな自然環境と共生する快適で安全な生活環境のまちづくりを掲げております。

また、隣町の土庄町では既にことし1月に景観行政団体となっていることから、本町も景観行政団体となることで小豆島全体の観光振興面も視野に入れ、豊かな景観資源を有効に活用した良好な景観形成を図ることを目的に、7番安井議員ご指摘のとおり、本年9月11日に景観法に基づく香川県知事の同意を得て、11月1日に景観行政団体の一員に加わったところでございます。

景観行政団体には、現在全国で418団体、県内では香川県を初め、高松市、善通寺市、丸亀市、直島町、宇多津町、多度津町、まんのう町、土庄町と小豆島町の3市6町となっておりますが、景観行政団体となりますと、景観計画の策定、地域の自然や歴史、文化等の特性に応じた景観行政を主体的に行うことができ、景観形成総合支援事業や景観重要公共施設の整備など、補助事業を通じた支援を受けることができます。

また、先月に初会合が開催されました瀬戸内海の景観検討委員会につきましては、瀬戸内海のすぐれた多島美景観を守り育てるため香川県の指針となる景観ガイドラインやモデル地区における実現方策について専門的な見地から調査、検討を行うことを目的に設置されたもので、直島と小豆島がモデル地区となっており、今後すぐれた景観を守る、整える、つくるの観点から、また地域の振興を図る観点から、瀬戸内海の多島美景観の保全方

策について検討すると伺っております。

なお、景観計画につきましては、現時点では県内の景観行政団体3市6町すべてにおいて策定されておりませんし、全国でも418団体のうちでも景観計画策定済みは194団体となっており、景観行政団体となって間もない本町につきましては、まだまだこれからという段階でございます。

町といたしましては、今後示される香川県の景観ガイドラインに沿って、7番議員ご指摘の不法投棄対策や私有地への規制の必要性なども含めてさまざまな角度から慎重に検討しながら、景観計画の策定や景観条例の制定など、必要な作業を順次進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 7番議員のご質問に関連しまして、内海病院における新型インフルエンザワクチン接種の状況についてご説明させていただきます。

内海病院での新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、10月20日から最優先接種対象者の医師、看護師、臨床検査技師、消防の救急隊員、訪問看護ステーション看護師の接種を始めまして、11月13日からは基礎疾患を有し最優先に該当する患者さんと妊婦さんの接種を実施しております。

また、12月、本月2日からでございますが、基礎疾患を有する最優先以外の患者さんと1歳児から小学3年生につきましても予約制により受け付けを開始しており、接種も順次実施しております。

ワクチン接種に当たりましては、それぞれの部署におきまして連絡をとり合いながら、例えば患者さんが入院する時点で接種を希望するかどうか確認しておきまして、予約患者さんが発熱等で急に接種ができない場合につきましては、その入院患者さんに接種する、また小児科におきましては保護者の仕事等を考えまして土曜日に集中的に実施するなど、ワクチンに無駄が生じないように努めておりまして、ワクチンを廃棄するという状況は発生しておりません。

今後は、予約のない患者さんへの接種を検討するなど、臨機応変に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をお願い申し上げます。

また、集団接種に対する内海病院の考え方でございますが、小児科におきましては、保護者が同伴しやすいように12月5日の土曜日に集中的に172人の対象者にワクチン接種を実施しており、今後香川県が接種開始時期を検討中の小学校高学年、中学生の開始時期が決まれば、再度土曜日での実施等を検討したいと考えております。

香川県では、ワクチンの各医療機関への配布は全体で何回分、そのうち小児用が何回分という配布をしております。内海病院のように、接種対象者が子供から高齢者まで幅広い場合、接種希望者の予約状況に合わせてワクチンの使用料を調整するということができるというメリットがございます。

さらに、11月24日付の県からの文書では、集団接種を行う予定の市町村所在の医療機関には、集団接種分以外の小児のワクチン配付は原則しない予定だと記載されており、経費面も含め、集団接種をめぐる検討課題が数多くあると考えております。

現在のところ、内海病院では、ワクチン接種について問題や混乱が生じていないこともあり、現状のままワクチン接種を続けたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 私が最初に担当課なりに指摘したときには、郡医師会との話は全然持たれとらんのやというふうな話を聞きました。

新型のワクチンは、人数分なかなか国のほうでも確保できないというふうなことをお伺いしております。また、幸いなことにして小豆郡内では重大な症状というふうなことがないことはありますが、一遍そういうふうな形になると殺到してくるというふうなことが考えられます。危機管理的な部分で考えると、最悪なことを考えて対応するのが行政のあり方かなあと私は思っておりますので、その辺の対応をどういうふうにしていくのか、お伺いしたいと思います。

それと、景観のほうなんですけど、小豆島町ではみんなでまちをきれいにする条例というふうな部分がありますが、なかなかその辺の部分も、条例はつくったは、旧内海町であった条例をまたちょっと軽くしてつくったような部分もあったやに思います。前の内海町の場合は罰金というふうな部分もあったというふうに聞いておりますので、その辺のことでやっぱり条例をつくるんやったらそれが町の政策に生かされるような条例、つくったらええいうふうなことではないと思いますので、その辺の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 先ほどの安井議員のご質問のことでございますけど、郡医師会との話し合いは持たれてないということでございますけど、私ほうは郡医師会と連絡は取り合いながら、先ほどの町長の答弁にもありましたように、物事は進めていっております。

それで、現段階までですけど、先ほど町長の答弁でもございましたように、それぞれ接種対象者、接種時期が来たらそれぞれ学校等を通じて、また学校へ行ってない幼児の場合でしたら個人通知などをしてやっております。ただ、医療機関で集団的接種というんですか、医療機関ごとのまとまってする接種につきましては、私ほう介入することができませんので、案内までは現在のところやっております。それで、今のところ、小学校高学年までの案内をきのう発送いたしました。

それで、現在県の感染症対策課から文書といいますかメールで来ておりますけど、中高生につきましてどういうふうな対処をするかというふうなことを各医療機関に通知しましたという文書が私ほうへ流れてきております。

それで、また病院等のほうでその辺の対処については話があるかと思いますが、私ほうとしましては、できれば中学生ぐらいまでは接種の対象者、接種の優先順位の時期が来ましたというふうな通知文は、それぞれ学校を通じて出させていたかどうかと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 次に、景観行政団体になって景観条例についてということですが、景観行政団体になったからといって景観条例を策定しなければならないということはありません。景観計画、また景観条例、景観地区指定というようなことができる行政になったということでございます。

そういうことで、今後当然景観行政団体になるということになりましたら補助事業を受けられるというメリットもございますが、景観計画、また景観地区指定、景観条例等を策定しますと、建築物、工作物等の規制ということも必要になります。そういうことで、住民生活にも影響が出るおそれもございますので、先ほども町長がご説明をいたしましたように、現在のところ、香川県内ではそういう景観計画を立てている市町もないということでございます。町といたしましても、今後十分地区住民、関係住民の意見聴取、また合意形成を図り、いろんな面から、角度から慎重に検討をして、その必要性を判断していかなければならないということで、慎重に十分に検討をして、もし景観条例等を策定した場合には、それを守れるようなことにしていかなければならないと考えております。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） ワクチンのほうで、各医療機関というふうなことですが、最終的にはもうすごく流行してどうしても受けたいというふうなことになってくると、どこにワ

クチンがあるかというふうな把握いうんは、きちんと行政がつかんでおかんかったら、情報が少ないというふうな人が一番弱者な立場になってくると思うんです。その人に対して公平な情報提供ができるというふうな部分を行政のほうで頑張ってもらわないといけないと思いますんで、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、景観のほうなんですけど、条例は別につくらんでもええんやというふうなことですけど、実際今町であるみんなでまちをきれいにする条例というふうな部分が、その部分にちょっとかかわってきとる条例かなとは思いますが、その部分の中で、私が、この新町になってこの条例ができましたが、なかなかその辺のこの条例がどこに発揮されているのかいうんがもうひとつうまいこと見えてこんというふうなところもありますんで、その辺、条例はつくったは形だけのもんやというふうなことがないような形で対処してもらいたいと思いますが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） ワクチンの配布につきましては、それぞれの医療機関へ配布してある数、行政のほうへは連絡ございませんけれども、私ほうとしましては、それぞれの医療機関に連絡をとりまして、どのくらいの状況であるかいうことは確認しながら物事を進めていかせてもらっております。だから、現状でも、小豆島町内6つの医療機関があるんですけど、その医療機関へは電話連絡をとりながら学校等への案内の文書を出させていただいております。

ワクチンの配布の状況も、できるだけ私ほうもつかまえてみたいと思っておりますので、その辺よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） みんなでまちをきれいにする条例の関係の実効性のご質問だと思いますけれども、条例につきましては、なかなか町民の皆さんに現状では周知できてないというのが事実であろうと思います。今後につきましては、できるだけ町民の皆さんに周知とご協力をいただけるように再度検討を進めていきますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 私は、住みよい、生きがいのある小豆島町づくりに、仕事に、健康に、人口のふえていく小豆島町づくりに政治が果たせるまちづくりということを思うとき、自殺者に行政が果たせる役割についてをお尋ねいたします。

日本じゅうで1年間に3万人以上の自殺者が過去10年以上毎年続いています。小豆島町
における自殺者数はどうなっていますか。

住みよいまちづくりを目指して、小豆島町ではどのような対策がとられていますか。自
殺者対策について政治が果たせる役割について、小豆島町長さんはどのように考えておら
れるかをお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番藤井議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、我が国の自殺者数は、昭和60年ごろをピークに減少傾向にありましたが、平成10年には3万1,755人と急増、その後は年間3万人前後で推移をしております。

自殺の背景はさまざまで、また複合的であることから個人の問題とされてまいりましたが、近年の経済不況など社会情勢の変化によりまして、特に中高年男性の自殺者が増加を
しており、自殺はもはや個人的な問題として片づけられる問題ではなく、総合的な対策が
必要であるとの見地から、平成18年6月21日に自殺対策基本法（法律第85号）が制定をさ
れ、同年10月28日に施行されました。

基本法では、自殺対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体の責務を明らかにして
おります。また、自殺対策の基本となる事項を定めることなどにより自殺対策を総合的に
推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の家族などに対する支援の充実を図ること
によって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを
目的としております。

香川県の自殺者は、全国的には少ないほうでございますが、平成10年ごろから増加傾向
が見られ、毎年200人前後で推移しており、平成20年度の自殺者数は218人、そのうち男性
は161人で全体の74%を占めておりました。

香川県では、自殺対策方針を定め、本県の自殺者数を増加前の平成9年以前の水準に戻
すよう努めることを目標に掲げ、自殺予防対策連絡協議会の開催や相談窓口開設、遺族支
援、また各種研修会の開催や啓発活動等を行っております。

自殺者に関しましては実態把握が難しいという実情がありますが、統計上では本町の自
殺者数は平成18年は4人、19年は3人、20年は2人という状況でございます。現在、町が
行っている自殺対策に関する事業としましては、各種健康相談やうつ病やストレス解消に
関する啓発事業などがございますが、これは自殺対策を含め、広く心の健康づくりに関す
るものと言えます。

また、今年9月には香川県が国からの交付金をもとに地域自殺対策緊急強化基金を創設

し、対面型相談支援事業や電話相談支援事業、人材養成、普及啓発、強化モデル事業などの実施に対して補助金を交付することが決定されておりますが、現在のところ、本町においてはこの基金を利用した事業実施は予定しておりません。

町としましては、今後とも実態把握に努めるとともに、自殺の原因が多種多様であることや時代背景が大きいことから、状況に応じて関係各課が連携をして検討、協議を行うとともに、必要な対策を講じ、町民一人一人が健康で生きがいのある生活が送れるよう努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、2点について町長に伺います。

まず第1点は、新町4年間を総括し、住民の願いがかなえられる町政を求めて質問をいたします。

合併して4年近く、来年4月は町長、町議会議員の改選が予定されております。日本共産党池田支部は、アンケートを全戸に配布し、合併してこの間の池田地区住民の声を寄せていただき、中間集約しました。その結果、新町になったことはよかったと答えたのは8%、よくなかったと答えたのは65%で、そのよくなかったと答えた主な理由は何事も旧内海町が中心になっている、旧池田町の施策がなくなった、経済的負担がふえたとあり、その理由の合計は82%です。合併を推進、賛成した住民からもこんな合併のはずではなかったと悔いている声を多く聞きます。

町長は、まずは旧内海町と旧池田町との融和と新町の一体的な発展を最優先すべき課題として取り組んでまいりますと、所信表明を行っております。このことについては、私は一般質問でもお尋ねしましたが、融和を図るための初歩的な取り組みをどのように行うのかという答弁は得られませんでした。なぜ町長は、池田地域住民にはまともに向き合うことができないまま今日に至っているのですか。町長がとってこられた姿勢は住民アンケートからなどもそのことが伺えるものです。住民の願いは、高齢者、障害者の福祉充実、医療拡充、保険料など負担軽減対策、地域のよさを生かすまちづくりなど、安心して住みやすい町にしてほしいという強い願いを求めています。

この4年間、乳幼児医療費窓口無料化や妊婦健診の助成拡充など、住民の願いのうち一部答えていただきましたが、本町の町政の大きな流れは新内海ダム建設やその関連工事優先、不公正な同和行政推進で、住民の暮らしを守り、福祉、教育の向上のための本来の役

割がほとんど果たせておらず、住民の願いにはこたえていないのが現状ではないでしょうか。

子供の医療費無料化年齢引き上げについては、議会において小学校就学前まで無料化を前向きに検討しますと答弁されたことは、住民に責任ある姿勢を約束されたことになるのではないですか。今議会において確かなメッセージをいただきたい。

今こそ住民の強い願いにこたえることこそが、町長としての任務を果たすことであり、住民の信頼を得てこそ職責を全うすることができると思います。

そこで、次のことを町長に伺います。

1つは、公民館、体育館、町民運動場などの使用料を町内の住民は無料にする。

2つ目は、ひとり暮らしや夫婦の高齢者の生活支援ができる民家の借り上げなどを含めた小施設を地域に設置する。

3つ目、乳幼児のH i bワクチン接種の助成をする。

4つ目、小規模工事契約登録制度の導入を図る。

5番目、住宅リフォームの助成。

6番目、高齢者などに火災報知機の設置費用の助成を行う。

このことをお伺いいたします。

2つ目は、公共工事の入札に関して、最低制限価格の設定及び低入札調査基準価格制度の導入について伺います。

国土交通省は、2009年5月、最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用についてという各都道府県等あての要請文を発行しました。この要請のうち、市町村における最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の活用の推進として、いまだ最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度を導入していない市町村が見られるので、当該市町村における早期導入の促進のための支援に努めることとしています。予定価格の不当な切り下げの中止、低価格入札の防止などが指摘されており、自治体として入札、契約制度の改善を進めていく上で重要な内容が含まれています。

低入札やダンピングの防止のために、最低制限価格の設定、低入札調査基準価格制度の導入を図り、本町の入札制度の改善が必要だと考えますが、いかがお考えか伺います。以上、質問を終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番村上議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中の日本共産党のアンケート調査がどのような内容で、どれくらいの回収率が

あったのかについて具体的には存じ上げませんが、私は合併以来、旧内海町と旧池田町の融和と新町の一体的な発展を最優先すべき課題として取り組んでまいったつもりでございます。私は、お招きをいただければ池田地区の自治会や各種団体の懇談会へもお邪魔させていただき、ご意見を伺っておりますので、池田地域の住民にはまともに向き合うことができないまま今日に至っているというご指摘は心外でございます。

14番議員ご指摘のように、福祉施策の充実等による個人負担の軽減に対するご意見やご要望をお持ちの方がいらっしゃることも承知をいたしておりますが、一方で行政を預かる者としては、将来にわたって安定的かつできるだけ公平な行政サービスを提供すること、並びに健全財政を維持し、将来世代に過度な負担を残さないことも非常に重要であるということから、多岐にわたるご要望すべてにおこたえできないことは自明の理でございます。

こうした観点から、具体的な項目についてお答えをしてみたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

まず、具体的な1点目でございますが、公民館や町民体育館などの社会教育施設につきましては、施設を供用するに当たり、電気代、水道代はもとより、修繕、補修も含めた維持管理経費が必要となります。また、これらの施設は住民個々の利用頻度に極端な差異があり、受益の度合いも著しく異なるものでございます。

このようなことから、受益に応じて利用者負担をお願いすることが公平性の観点からも適当と考えるところでございまして、施設の維持管理に要する費用の一部として使用料をいただいているところでございます。各施設とも老朽化が進んでおり、今後とも利用者にとりできるだけ快適にご利用いただくためには随時修繕が必要となることから、受益者負担としての使用料は欠かせないものと考えているところでございます。

なお、社会教育を推進していただいております社会教育関係団体につきましては、団体育成と活動活性化の観点から、施設使用料の減免措置や活動補助金などの支援を行っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、具体的な2点目でございますが、村上議員のご指摘のとおり、安心して住みやすい町にしてほしいという住民の願いはとりもなおさず町政の重要課題でございます。高齢者の福祉などに関しましては、小豆島町老人福祉計画及び介護保険事業計画により計画的に事業を進めており、21年3月には第4期計画を策定し、21年度から実施しているところでございます。

計画策定に当たり、住民の皆様にご高齢者実態調査として、将来の住まいと介護サービス

について尋ねた結果を紹介させていただきます。

305名の在宅高齢者の回答によりますと、全体では介護が必要になっても現在の住まいや地域に住み続けたいと回答したものが39%、介護が必要となったら施設などに入所したいが28.2%となっております。これを65歳以上の高齢者のみの世帯で見ると、現在の住まいや地域に住み続けたいと介護が必要になったら施設等に入所したいが同率の33.5%でございました。

計画にはご指摘のひとり暮らしや夫婦の高齢者の生活支援ができる小施設の計画はありませんが、介護支援の必要な施設入所の待機者が多い現状から、小豆福祉圏域で50床の特別養護老人ホームの増床を見込んでおります。

また、現在の住まいや地域に住み続けたいとの住民の要望にこたえるために、共助の精神をもって地域住民がお互いに協力し合い、地域での生活を支援していくシステムとして、介護予防支援ボランティア制度を構築し、平成22年度から実施すべく準備をしているところでございます。この制度について少しご説明申し上げますと、高齢者やひとり暮らしなどの方に安否確認や見守り支援、また話し相手となることで生活に安心や潤いを持ってもらうほか、地域で介護予防に関心を持っていただき、ボランティア活動を通して元気で活力ある高齢者の町となることを目的としたものでございます。制度自体は県下での取り組み事例がなく、全国的にも珍しく、今後いろいろ課題も出てこようかと思いますが、種々検討を進め、地域に根差した意義ある制度にしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、具体的な3点目の乳幼児のH i bワクチン接種への助成についてでございますが、H i bワクチンにつきましては、日本では平成19年1月に初めて製造販売承認が取得され、平成20年12月から発売開始となっております。H i bワクチンの接種により細菌性髄膜炎の発症予防が認められるなどの結果も示されておりますが、厚生労働省は日本での使用が認可されている日が浅いことから、今後もワクチンの効果などを検証する必要があるとして、H i bワクチンの定期接種について明らかな見解を示しておりません。現時点でH i b感染症は、予防接種法第2条に示されている予防接種を行う疾病（一類疾病及び二類疾病）、いわゆる定期接種ではなくて個人が自分の判断で接種を受ける任意接種としての扱いとなっております。

また、県薬務感染症対策課に問い合わせましたところ、県内の他市町でもH i bワクチンの接種について費用の助成を行っているところはございませんでした。予防接種では接種による健康被害がごくまれに発生することが認められており、予防接種法に規定された

定期予防接種によって健康被害が生じた場合には法に基づく補償を受けることができますが、それ以外の予防接種ではこれが適用されません。

このような状況ですので、町としては現時点で定期予防接種として認められていないH i bワクチン接種に対する費用助成は難しいものと認識しておりますが、乳幼児への髄膜炎などの感染後に重篤な後遺症を残すことがあることなどを考慮しますと、予防接種効果が期待できるワクチン接種については、今後厚生労働省及び県下各市町の動向次第では検討する余地があるものと考えるところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、具体的な4点目の小規模工事契約登録制度の導入についてでございますが、平成19年度3月議会におきまして村上議員から同様のご質問をいただき、お答えしたところでございまして、現在も考え方は変わっておりません。

本町では、法的に随意契約が可能な小規模工事も含めて、できる限り町に指名願が提出されている地元業者を中心に指名競争入札により発注をしております。これは、建設業法の規定に基づき、公共工事である以上は小規模な工事であろうとも適切な工事管理能力を備えた主任技術者を抱える業者に発注しているものでございます。

なお、厳しい財政状況の中で、工事量も少ない半面、町内の指名業者数も多く、また零細業者が多いために業者育成の面からも小規模工事といえども貴重な工事となっております。

このようなことから、適正かつ公平な競争に基づいた発注を堅持することが重要と思慮するところであり、現時点での小規模工事契約登録制度の導入は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、具体的な5点目の住宅リフォームに対する助成についてでございますが、これに関しましては、6月定例会において鍋谷議員からも地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して住宅リフォーム助成を実施してはどうかとのご質問をいただき、お答えをした経緯がございます。

住宅リフォーム助成制度につきましては、香川県下では実施している市町はないと聞いておりますが、全国的に見れば、住環境の向上や地元中小零細建築業者への支援などを目的として、個人住宅のリフォームに対して限度額を設定した補助金制度を実施している自治体の一部でございます。具体的な制度の内容としては、補助率はリフォーム費用の5%から20%、補助限度額も5万円から50万円まで、自治体によってまちまちのようでございます。

しかしながら、それぞれの家庭の事情によってリフォームの度合いや実施時期が異なり

ますし、賃貸住宅にお住まいの方や既にリフォームを終えられた方のことを考慮いたしますと、こうした個人給付については公平性を保つことが難しいという側面がございます。

また、住宅リフォーム助成事業は町の単独事業として実施せざるを得ませんので、結果的には住民全体の負担となる一方で、個人住宅はあくまでも個人資産であり、リフォームはその資産価値の向上にもつながるものでございます。こうしたことから、一般的な個人住宅のリフォーム助成につきましては困難と考えるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、具体的な6点目の高齢者等への火災報知機設置費用の助成についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、平成16年6月の消防法改正により一般家庭への火災報知機の設置が義務づけられ、既に新築住宅では平成18年6月から、既存の住宅についても地域により適用時期が異なりますが、香川県では平成23年5月末までに設置しなければならないこととなっております。

火災報知機につきましては、住宅の構造や利用形態によって必要な数が異なりますし、既に設置を終えている家庭もございます。また、販売されている火災報知機は3千円前後から1万円を超えるものまで価格や機能も多種多様ですので、どの機種を選択するかについても各ご家庭でそれぞれ考え方がおありのことと思っておりますし、高齢者や障害者だからといって必ずしも経済的に困窮しているというものでもございません。こうしたことから、各ご家庭の負担でそれぞれの考え方や利用形態にマッチしたものを設置していただくべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、大きな項目の2点目の最低制限価格制度及び低入札調査基準価格制度の導入についてでございますが、ご承知のとおり、これらの制度は、公共工事のダンピングが工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業や労働者へのしわ寄せ及び安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害するものであることから、その防止を目的として設けられた制度でございます。

小豆島町におきましても、指名委員会等で制度導入の検討を行っておりますが、今のところ制度導入には至っておりません。制度導入に至っていない経緯といたしましては、町内業者による指名競争入札においては十分な工事施工能力がある業者を指名しており、職員が現場管理をしっかり行うことにより必要十分な品質の確保が図られていること、またごくまれに低入札のおそれがある入札案件もございますが、現在の小豆島町の入札制度に特段の問題は生じておらず、公平かつ公正な競争原理及び透明性を確保するという観点からも現時点では導入する必要はないと判断しているところでございます。同様に、一般

競争入札におきましても工事施工能力、工事实績等の制限を設ける制限つき一般競争入札を行っており、工事品質が確保できると認められる業者しか参加できないこと、また地方自治法第167条の10第1項の規定により、工事内容の適正な履行がされないおそれがある価格で落札した場合や公正な取引の秩序を維持する上で著しく不相当であると認められる場合は当該業者を落札者としなないことができることなどから、現時点ではあえて導入する必要はないと判断しているところでございます。

今後、ダンプなどにより品質確保が難しいと認められる事例が発生し、ご指摘の制度の導入が必要と判断した場合、当然のことながら制度化してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

時間を考えて、この後の答弁を含めると発言時間を超えるかもわかりませんので、簡潔にお願いをいたします。

14番（村上久美君） 医療費の年齢引き上げについては質問しておるところなんですけども、以前は前向きに検討するというふうな点については、今具体的な答弁いただけませんでした。

今回、年齢引き上げについての条例の提案をさせていただいておりますが、全国の市町村の乳幼児医療費助成制度、厚生労働省の調査では、就学前で、これは2006年4月の段階で、通院で1,100自治体で59.65%、入院の場合は1,399自治体の75.74%というふうな状況で、全国では高い数字でこれを実施しているのが状況です。そういう中で、町長は以前の答弁の中でそのように前向きに検討すると言われたが、この点については一切その態度は明らかになっていないし、やるというふうな答弁をいただいております。全国の流れの中でも、ぜひこの点について、やはり住民が安心して子供を育てられる、医療にもかかれるという環境づくり、町行政として必要ではないかというふうに思います。この前の予算編成に伴う町交渉においても、考え方としては、担当課のほうは、その方向、前向きに取り組んでいかなければならないというような答弁もいただきましたが、ぜひ今後そのような方向で再度検討をお願いしたいというふうに思います。

具体的な6点についてはすべてやらないというふうな答弁でした。旧町池田においては、公民館等については住民が使用料無料でした。これはやっぱりきめ細かな行政ということで進めてきたいというふうなことで、アンケートにおいてもそのような住民も声があります。やはり、新町になって、そのような住みよいまちづくり、本当に合併してよかったと言えるような町行政のきめ細かな、そういう住民一人一人に対する安心感を与えるような

施策が必要だというふうに思います。その点については非常に不十分であるので、残念に思います。

それと、2点目です。これは必要ないというふうな答弁でした。実は、この公共工事について、内海中学校の校舎は入札率が84.41%、植松ポンプ場は46.51%、福田小学校のスクールバスの契約は80.3%、新内海ダム、これは県ですが、本体工事、入札率が77.32%というふうな状況です。こういう状況の中で、私はやはりダンピングとか考え方を改めるためにも、この工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、より一層の見直しを行う必要があるというふうなこと、その要請が国交省から出されているわけですから、それにこたえる町の姿勢が必要ではないでしょうか。そういう点で、最低の制限価格制度というふうなことも、やはり私はこれは真摯に受けとめてやるべきではないでしょうか。そういう点について再度伺います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（棟保 博君） 乳幼児医療費の年齢の引き上げについては、今村上議員さんが言われたように、全国的に香川県、小豆島町、低いということは十分認識をしております。今言われたように、全国的には中学校卒業までとか、そういうような自治体もございまして、今小豆島町の6歳未満、これは香川県の制度に沿った、補助制度に沿った年齢でございます。香川県内では、6歳未満というのが今現在10市町、過半数は超えておりますが、香川県内でも年齢を引き上げる傾向にあるという、その辺の情報は十分承知はしております。

それで、担当課として、年齢引き上げにつきまして、一昨年、香川県のほかの福祉医療制度が改正になったときにいろいろ検討はしてはしておりますが、障害者の福祉の医療、母子の福祉の医療、そのあたりが課税世帯については負担金の徴収等、その辺の引き下げがあったときに、乳幼児だけの引き上げについては非常に難しいのではないかなというような判断で、県下他市町、全国的なその辺の状況を見ながら推移をしてきました。

それと、今年度、後から2日目の日にまた引き上げについての発議がございまして、今年度につきましては担当課としてそのあたりの検討は十分しておるわけでございますが、今のその流れが全国的に非常に中学校卒業前とか、そういうような時期でございまして、どの程度引き上げをしたらええか、このあたりの検討をしていく必要があるというようなことで考えております。

それと、引き上げにつきましては、いろいろ町の単独の経費というようなこととございまして、そのほか補助制度があるような少子化対策の制度等もございまして、引き上

げに係ります経費につきましては全額町費というようなことでございますので、この辺の財源の有効活用、その点等も考えましていろいろ検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 最低制限価格を設けてはどうかという再質問に対してお答えを申し上げます。

ご指摘がありましたように、落札率が非常に低い工事も確かにございましたが、すべて適正に執行されまして何ら問題は起こっていないので、その点についてご心配は無用かと思えます。

町長から答弁いたしましたように、法にも載っておりますし、本町の建設工事執行規則にも、不相当と思われるば、それを落札者としなないということについては定めておりますし、1点申し上げますと、全国的に国のほうは、我々はこれは大手業者を養護するために国土交通省が行っておるとい判断もいたしてありまして、現実に最低制限価格を85%に置いた自治体が、これを設けたために非常に高額な事業をしたということで会計検査院に指摘をされたという事例も出ております。なぜもう少し低価格でできるのにこういった最低制限価格を設けてあえて高い工事をしたのかという指摘でございます。こういった面もございませぬので、本町については今のところ指名委員会での決定どおり導入する計画はございませぬので、重ねて申し上げます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時に再開します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、2つの点でご質問をしたいと思います。

1つは、ふるさと納税を活用して島の景観を取り戻してはどうかということでありませぬ。

小豆島の景観の背景、瀬戸内海国立公園でございますが、これはやっぱり海が基本になっておるとい思います。しかし、すばらしい景観でありながら、国道沿い、道路沿いの樹木が成長しすぎ、さらにこれにカズラが巻き付き、眺めを遮っている状態のところが多々見られます。島を訪れる観光客、あるいはまた島から出て小豆島へ里帰りする人たち、そう

いう人たちにもこのふるさとのすばらしい景観に改めて感動してもらうためにも、松くい虫で枯れた松が放置されておりますのやカズラの撤去をして、海の見える島のすばらしい景観を取り戻してはどうかというのが1つの質問であります。

2番目に、イノシシの情報がだんだんと聞こえてきます。

1つは、二十四の瞳の演劇をやりました方が赤坂のところでイノシシとぶつかったと、後で聞きますと、このイノシシは近くのところで死んでおったという、それにまた役場の方が回収に行ったというようなこと、そしてまた町の職員の奥さんがイノシシとぶつかって車を新車に買いかえなんだいかなような状態、そういう状態、そしてまた、11月、先月わなで生きたイノシシを生け捕りしたということも聞きました。

イノシシは一度に10匹近くも出産をいたしますので、今のうちにこれを駆除しないと大変な数にふえることになります。昔、大きな大変な費用をかけまして島じゅうにめぐらした鹿垣があちこちにまだ残っております。そんなことにならないように、提案でございますが、懸賞金をつけてでもイノシシ退治をする必要性を感じております。きのうかおとついのテレビでも人間にイノシシがぶつかってきてけがをしたという、そういうテレビ報道もありました。そこで、この懸賞金ですけど、親は10万円、小さな子供のイノシシは5万円と、これぐらいのやっぱり懸賞金をつけてでもイノシシ退治を今のうちにやるべきではないかなと思っておりますので、いかがでございましょうか。よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番浜口議員の質問にお答えをいたします。

まず、平成20年度に創設されましたふるさと納税の本町における状況でございますが、平成20年度では15名の方から239万円の納付がございました。高額納付者では、100万円、50万円、30万円の方がそれぞれ1名ずつ、また10万円の方が4名おいでました。

ふるさと納税の用途については、特に指定されない方が一番多く、7名で92万5千円、続いて教育・文化のまちづくりが4名で46万円、3番目に生活・環境のまちづくりが3名で36万円、4番目で観光・産業のまちづくり及び自治・自立のまちづくりへそれぞれ1名の方が25万円などとなっています。また、今年度につきましては、厳しい社会経済状況を反映してか、11月末現在で9名の方から46万3千円の納付にとどまっております。平成20年度と同様に特に用途を特定されていない方が一番多く、6名で24万円、続いて健康・福祉のまちづくりが3名で12万3千円、3番目には生活・環境のまちづくり及び環境・産業のまちづくりへそれぞれ1名の方から5万円となっております。

小豆島の景観については、少し時代がさかのぼる話で恐縮でございますが、昭和29年上映の映画二十四の瞳を拝見いたしますと、当時の小豆島の風景は、画面がモノクロながら、麓から山の中腹まで畑が広がり、山々も手入れが行き渡り、現在とはかなり違ったすばらしい景観が広がっている様子が伺えます。数十年を経て、生活様式の変化とともに山や傾斜地の農地の荒廃が進み、沿道の松枯れや雑木に巻きついたカズラがせっかくの美しい島の景観を台なしにしていることはご指摘のとおりでございます。戦後、小豆島から就学あるいは就職のため島を離れていった皆さんの中には、懐かしいふるさとの景観が大きく変わっていることを残念に思われる方もいらっしゃるかと存じます。

現在、町におきましては、通行などに支障となる雑木あるいは倒木のおそれがある松枯れの除去は各道路管理者により対応しており、また景観を阻害している松枯れ対策につきましては、観光地で特に重要な施設周辺を松くい虫被害木処理事業によりまして被害木処理を行い、微力ながら倒木事故防止や風致景観の回復に努めております。雑木やカズラの成長は早く、毎年枝打ちなどが必要であり、冒頭にもご説明させていただいたふるさと納税の状況からしても、島の景観をよみがえらせるような大規模な事業は困難と考えるところでございます。

抜本的な対処の方法が見つからない現状でございますが、今後も現在の取り組みを地道に継続するとともに、オリーブ振興による荒廃農地の解消など、他の施策とあわせて景観の維持、回復に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目のイノシシに関する質問でございます。

小豆島のイノシシにつきましては、明治8年ごろ、豚コレラの流行により絶滅したと考えられてきましたが、昨年10月と12月に小豆島近海を泳ぐイノシシの姿がマスコミに報道され、ことしに入ってから、室生周辺での目撃情報を皮切りに、池田斎場付近での足跡発見、さらには二面、室生周辺でのタケノコの食害やオリーブ畑での踏み荒らしが相次ぎ、車両との衝突事故も発生し、本年11月には初めて捕獲に至ったことはご承知のとおりでございます。小豆島町内での生息頭数は不明ですが、寄せられた目撃情報は大変多く、二面、室生、蒲野、吉野、神浦、馬木、坂手、徳本と広範囲にわたっており、12月に入ってから吉野、室生地区でさらに1頭ずつ捕獲されたことから、予想以上に生息している可能性があると考えられるところでございます。

小豆島ではこれまでシカの捕獲技術は習熟されておりますがイノシシの捕獲経験がないため、年間3,000頭のイノシシを捕獲していると言われる高松方面からわなの講師を招い

て捕獲技術の勉強会を実施した結果、足跡やけもの道の識別ができるようになり、猟友会の一部ではわなを自作できるまでになっております。

17番浜口議員のご提案は、今後急速にふえると予測されるイノシシについて懸賞金制度を導入してはどうかということですが、町としても大変頭の痛い問題でございます。ご指摘の趣旨は十分に理解できるところでございます。しかし、イノシシの捕獲には狩猟免許や狩猟登録が必要であり、だれもが捕獲できるわけではなく、事実上猟友会会員でないと捕獲できませんし、場合によっては人を襲うなど非常に力の強い危険な動物であることをご理解いただきたいと思っております。

また、11月15日から3月15日までのイノシシ狩猟期間中は、狩猟免許を持っていれば捕獲できますが、仮に懸賞金制度を導入しますと、それを目当てとした島外ハンターの流入や免許を持たない者による違法なわなの設置が予想され、二次的な被害の発生が懸念されるところでございます。さらに悪質な場合として、心ない島外のハンターが懸賞金目当てにイノシシを故意に持ち込むことも予想されるなど、懸賞金制度の導入につきましては多くの問題があると考えているところでございます。

町としましては、今年度から鳥獣被害防止計画に駆除対象鳥獣としてイノシシを加え、おりやわなを購入し、試行錯誤の結果、捕獲に至った経験を踏まえ、農林業各界から選出された鳥獣被害防止対策協議会と連携して情報収集に努めるとともに、これまで同様、国の交付金制度を活用し、必要な機材の導入や専門家を招いての実技講習会の開催、狩猟免許取得補助などを実施することによりまして、駆除の担い手確保と捕獲技術の向上に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 去年、20年度は15名のふるさと納税が239万円ということですが、ことしも不景気とかそういう関係もあるんかと思いますが、今どうも小豆島出身者でありながら周知されてないというのか、人数が少ないように思うんです。これはご承知のように住民税の控除対象にもなりますし、住んでいるところで納税するのもふるさとにするのも同じことだということでございますので、そういう周知がまだ日本国じゅうになされてないのが原因かなと思います。その割にトーンダウンをしましてふるさと納税のことを最近聞かなくなってきたというようなことでございますけども、やはりこれは小豆島町独自の方法でもってでも皆さんにお薦めをするということが大事ではないかなと思います。

そこで、企画財政課でつくっております使い方についてのご希望があればという、ここに5つ、6つありますが、それに景観の項目はありませんので、ここになんかも加えていただいたらええんかなと思いますし、今後ふるさと納税がさらにふえるような、そういう働きかけをお願いできんかなと思いますけども、いかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 当然ふるさと納税につきましては、やはり2年目ということで若干押してるところもあるかと思います。その中で、ご指摘のような広報といたしますか周知方法につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

先日もクラブ・オリーブの意見交換が東京でございまして、その折にも十分説明させていただきましたけども、再度クラブ・オリーブというようなものとか小豆島会、いろいろございますので、そのあたりも続いて周知を進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、使途につきましてですが、多分その資料につきましては、町の総合計画に基づいた分類にしておると思いますが、先ほどご指摘のありましたような景観とか、そういったものについてもさらに例示を加えるような形にして使途についてのご意見を伺いたいと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、2点お尋ねをいたします。

まず、学校の統廃合についてです。

教育委員会の小豆島町立学校等施設適正配置基本方針が出されました。適正規模での教育が望ましいとあります。これは、さきに出された小豆島町学校再編整備検討委員会の答申書に、望ましい学級規模の項で国の規則と県の指針の学校規模が記載され、小規模校のデメリットとして、協調性や連帯感を養い社会性を養う面では限界があり、互いに切磋琢磨し向上しようとする意欲やたくましさを育てることが難しい、一般的には適正規模を確保するほうがよりよい学習環境を確保できると記載していることを受けてのものだと思われます。

また、教育長は6月議会で、子供にとっての適正規模とは学者でもないから答えられない。参考にしなければならないのは国、県の基準と答弁をされました。

しかし、国の規則や県の指針の根拠や教育的見地、憲法の保障する国民の教育権に照らして正当なものなのかどうか十分な検証がなされているのでしょうか。教育的観点から見

た適正規模、そして子供にとってのよりよい学習環境とは何なのでしょう。

ここで、学校統廃合に取り組んだ現場の先生方の論文の中から幾つか紹介をさせていただきます。

東京都足立区橋本敏明先生は、大規模校の弊害と小規模校のよさを経験し、今求められるのは小さな学校こそは本来の学校の姿。小・中学校の適正規模の基準を見直し、もっと小さな学校を基準にすること。少人数学級を実現させていくことだと述べています。京都市の浅井定雄先生は、学校の存在は地域の希望のともしび、学校は地域の貴重な財産であり、子供の存在は地域の未来そのもの、地域の存続にかかわる大きな問題と述べています。高知県の県教委の学級規模と学力の定着度データでは、複式学級がどの教科でも高得点であり、濱田郁夫先生は、学力向上なら小規模校のほうが適正、さらには複式学級こそ適正ということになる。そもそも適正な規模というものは存在しているのだろうか。学校というものは子供たちを切磋琢磨させるためのものではなく、さまざまな条件や課題があっても子供たちの学習権を保障するためにあるということを再度認識する必要があると、適正規模論を批判しています。長野県栄村には小学校が3校、それぞれ7名、14名、67名、中学校1校、48人があり、いずれも全国一斉学力テストで全国平均を上回っていたそうです。全国一斉学力テストが即学力とは言えませんが、学校が小さいから学力がつかないというのは本当でしょうか。

子供と地域のつながりで言えば、例えば栄村の子供たちは下校途中、集落のどの家にもただいまと声をかけ、どの家からもおかえりの返事があり、自分の家にたどり着くまでそんなあいさつが続くそうです。野口清人先生は、子供の学びを適正規模の枠で狭めると失うことが多いことを栄村の実践は問うているのではないのでしょうかと言います。中村尚史先生は、そもそも学校は憲法第26条のすべて国民は法律の定めるところによりその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するを根拠として、関連法に基づき設置されている。したがって、学校の配置や存続は、そこに居住する住民やその子供たちにとって重要な人権問題であり、経済的な動機だけでその配置や存続が決定されてはならないのであるとして、教育が人格的な触れ合いの中で営まれることを考えれば、理想的なのは一人一人の教職員が子供や教職員全員を把握できる人数を上限とする、下限を設けないなどの考えを示しております。引用が大変長くなりましたが、学者でもない現場の先生方がこのように言われていることは重要だと考えます。

さらに、国連のWHOは望ましい学校規模として100人以下を勧告しています。外国の学校規模の実態は、国平均で初等学校で100人から200人程度が一般的です。教育学の発展

の動向は、一斉授業から対話、協同が主流になり、それが新しい時代の学力向上を促しています。国際学力テストでも協同学習の国が競争学習の国に学力でまさる傾向を証明しました。

学習教育の原点は、教育者と子供の1対1の関係です。二十四の瞳にも描かれているように、学校が小さければクラスも小さくなり、一人一人に行き届いた学習、生活指導ができ、学力も人格、人間性も豊かにはぐくまれる条件となります。ヨーロッパでは、教育的観点から、クラスがえをしないことを原則としている国や学校もあります。地域、校区の教育力や文化センターとしての役割も重要です。

このような幾つかの教育的観点からだけでも、国や県の示しているものが適正規模であり、その確保が子供にとってのよりよい学習環境であると決めることは問題です。

そこで、お尋ねをいたします。

この答申を出す教育委員会の中で、先ほど述べたような教育的観点について十分な調査研究、論議をされたのでしょうか。

今後保護者、地域との協議を行うとのことですが、先ほど述べた教育的観点について十分に知らせていただき、本当に子供のためになる丁寧な話し合いをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、日々子供と接して教育に携わっている現場の先生の生の声をアンケートなどで聞いていただきたいと思います。

次に、内海病院の個室料についてお尋ねをいたします。

2002年に厚生労働省の出した特定療養費に係る療養の基準の一部改正に伴う実施上の留意事項についての通知の中に、次のような記述があります。

特別の療養環境の提供は、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われることが必要であり、患者の意に反して特別療養環境室へ入院させられることのないようにしなければならないこと。したがって、特別療養環境室へ入院させ、患者に特別の料金を求めることができるのは患者側の希望がある場合に限られるものであり、救急患者、術後患者等、治療上の必要から特別療養環境室へ入院させたような場合には患者負担を求めてはならず、患者の病状の経過を観察しつつ、一般病床が空床となるのを待って当該病床に移す等、適切な措置を講ずるものであること。特別療養環境室へ入院させた場合においては、次の事項を履行するものであることとして、1、保険医療機関内の見やすい場所、例えば受付窓口、待合室などに特別療養環境室のおのおのについてそのベッド数及び料金を患者にとってわかりやすく掲示しておくこと。2、特別療養環境室へ

の入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金などについて明確かつ懇切に説明し、患者側の同意を確認の上、入院させること。3、この同意の確認は料金などを明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものである。なお、この文書は当該保険医療機関が保存し、必要に応じ提示できるようにしておくこととあります。

しかし、内海病院では、この通知内容に基づいた運用がされていない実態があるのではないのでしょうか。明らかに術後患者等、治療上の必要から個室に入るようになった患者さんに、この通知内容に基づいた十分な説明がないまま個室料を徴収し、後で問い合わせた結果、個室料が返還されたケースが複数件あったと聞いております。個室料についてのこの通知の内容を知っている町民には返還され、このことを知らない町民からは徴収したままというのでは不公平ではないのでしょうか。このことを知らない町民が不利益を受けることのないよう運用の改善を求めます。以上です。簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えをいたします。

なお、2点の質問をいただきましたが、1点目の学校の統廃合に関する質問につきましては後ほど教育長から答弁をいたしますので、私からは2点目の内海病院の個室料についてお答えをいたします。

内海病院では、特別の療養環境の提供について患者さんへの十分な情報提供を行うこと、また病棟管理の必要性などから、患者さんの意に反して個室へ入院させた場合などは差額室料を求めてはならないことなど、厚生労働省の通知に沿った運用ができていないのではないかとのご指摘でございますが、内海病院では、許可病床196床のうち特別室3室、個室35室が内海病院の使用料及び手数料条例により入院室使用料の対象となっております。使用料の額につきましては、特別室の1日当たり1万500円を最高として、個室はその設備の内容により4,720円から3,150円の3段階に区分しております。

ご質問の中にございました国からの通知で、特別療養環境の提供、個室の提供に際しましては、患者さんの自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者さんの意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならないとされており、使用料及び手数料条例でも院長が診療上必要と認めた場合は徴収しないことができると規定しておりますが、手術後の個室使用については患者さんやその家族の希望による使用がほとんどでございます。

しかしながら、少数ではございますが、手術直後の患者さんの状態により同室の患者さ

んに大きな迷惑がかかる場合など、急遽個室の使用を家族の方にお願いする事例がございます。最近のことでございますがこれに該当する事例があり、ある患者さんのご家族からの相談により調査した結果、患者さん側のご希望ではなく医師側からの個室療養の指示があったにもかかわらず誤って個室使用料を請求したことが判明いたしましたので、ご家族の方にご説明をさせていただき、個室使用料を返金させていただいたところでございます。

この事例は、入院費の計算段階で、個室の使用が医師の指示によるものか患者さんのご希望によるものかという確認が漏れたため、患者さんに個室使用料を請求したことが原因であり、担当部署には厳しく注意したところでございますが、再度病院全部署に周知徹底を図るとともに、知識のない町民の方が不利益をこうむることのないよう適正な運用に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、国からの通知にございます病院内での掲示や料金などを明示した文書に患者さんの署名を受けることなどは、県の現地調査で毎年細かく調査されており、特に指摘を受けたこともなく、適正な運用が確保されていると考えているところでございますので、あわせてご理解のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番鍋谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問の内容の冒頭でございますけれども、 で、この答申を出す教育委員会の中でというような言葉がございますけれども、教育委員会で答申を出しておりませんので、その点ご理解願いたいと思います。

教育委員会のほうでは、基本方針を出しております。この基本方針を出す教育委員会の中で、ご質問にあったような教育的な観点につきましては、本町の現状を踏まえまして、子供たちにとってどのような教育環境を確保することが大切なのかという大所高所からの十分な協議を行いまして方針を策定したところでございます。

6月の議会でも同様なご質問があり、答弁いたしましたかと思っておりますけれども、香川県においても香川型指導体制というものを推進しておりまして、少人数指導や複数担任制などにより一人一人の子供の実態に応じたきめ細かな指導を行い、基礎、基本の確実な定着を図っており、学級規模につきましては少人数学級の効果、少人数学習の効果は大きいと、こういうふうに考えております。

次に、学校規模に関しましてはいろいろな考え方もあり、ご質問にありますように、小規模のほうが良いという考え方もありますけれども、私どものほうでは、学校教育法施行

規則で小・中学校の標準規模は12学級以上18学級以下となっており、また香川県教育委員会から出されております小・中学校の望ましい学校規模についての指針におきましては、小学校のほうではクラスがえが可能である1学年2学級以上であって、6学年12学級以上が望ましく、中学校はクラスがえが可能である1学年2学級以上であって、主要5教科でそれぞれ複数の教員を配置しやすいことから、3学年で3学級以上が望ましいというものをもとにしております。

ご指摘のようなWHOの報告であるとかヨーロッパの事例につきましては、それぞれの国においての国民性であるとか地域要件及び教育環境というものが異なりますことから、無条件に参考にできるものではないと考えております。先ほどの国の基準であるとか県の指針は、ご指摘のような教育的観点からの検討も含めて行っておりまして、最終的に我が国における学校の適正規模を示していると、そういうふうに認識しております。

今回は基本方針でありますから、具体的な年次計画というものはまだできておりませんが、仮に内海地区の3小学校の統合を進めるといたしまして、平成28年度で考えてみますと、各学年が2学級という状況になりまして6学年で12学級になると思われております。また、中学校のほうを考えてみますと、同じく平成28年度に統合したと仮定しますと、3学年で10学級と推定されていますので、統合しても先ほどの国や県の基準からいたしましても、学校規模の最低ラインの学級数ということになりまして、どちらかというともまだ標準規模の中でも小さい規模の学校になるうかと思っております。

このようなことから、統合して適正な学校規模を確保することにより、よりよい教育環境を確保し、少人数指導を取り入れることによってよりよい学習環境が確保できるとの考えから、今回の基本方針をつくっております。

次に、今後保護者や地域との協議を行っていきますが、ご質問にもありますように、教育的観点について十分にお知らせし、本当に子供たちのためになる丁寧な話し合いをすべきとのご指摘がございますけれども、今回の説明会では本町の学校施設の状況、それから児童・生徒の数から見た学習環境の問題等のご説明を行い、現状を認識していただく場であり、これからの統合協議を始める契機にしたいと考えております。なお、教育的観点からの説明については、これからの統合協議の場において十分な説明を行いますとともに、保護者及び地域の皆様のご意見をお伺いし、今後の統合協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

3点目の日々子供と接し、教育に携わっている現場の先生方の生の声をアンケートなどで聞くべきとのご指摘でございます。

委員会におきましては、学校訪問や学校行事などを通じて、子供たちだけでなく先生方とも話をする機会を設けるようにしており、意見を聞くようには努めております。私ども教育委員会の委員さんは学校現場へ非常に多く行っていると、よその市や町に比べると非常にたくさん行っておりますし、また先生方と直接意見を交わしているというような状況のいい委員会であるというふうな考えで私は受けとめております。

また、私自身は教育長としまして、また教師の先輩として、常に校長、教頭を初め先生方に接してありまして、積極的に意見は聞きながら、今の学校現場の状況を把握して、その問題点の解決に取り組んでいるところでございます。統合問題につきましても同様に先生方の意見も聞いてまいりたいと、同様な対応をしまいたる所存でございます。

また、統合問題は、子供たちの教育面を第一に保護者の皆様、地域の皆様の同意を得ること、これを大前提としておりますので、先生方の意見によって決めるものではございません。現時点でアンケートを実施する考えはございません。

小豆島町学校再編整備検討委員会からの答申が出されてから、議員の皆様を初め町民の皆様からさまざまなご意見をいただいております。今回、基本方針を策定いたしまして、議員懇談会や自治連合会でご説明を行い、12月号の町広報紙に掲載しましたので、多くの町民の皆様が統合について再認識していただいたものと思っております。これから開催する予定にしております説明会においては厳しいご意見も多々あろうかと存じますが、時間をかけて協議を進めてまいり、最終的に合意が得られるように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 病院の個室料についてですけれども、全国には差額ベッド代を一切徴収していない民医連などの病院もあります。本当に病院の経営も大変だと思うんですけれども、患者にとって大きな負担になる個室料ですので、この通知に基づいて、きちっと町民への負担軽減になるように運用をお願いしたいと思います。実際それができていないという実態があるわけですので、よろしくをお願いします。

それから、学校の問題です。またちょっと長くなるんですが、もう一つ紹介をさせていただきますが、保護者を取り巻く切磋琢磨論、大規模校の教育効果、子供の競争歓迎論、そして自己選択、自己責任論は強力である。このような新自由主義的イデオロギーにさらされて多くの保護者は不安をあおられ、コミュニティーにとっての学校の価値は極めて軽視されている。各自治体の適正配置、適正規模についての報告、答申には、小規模校では教育的効果が上がらない、社会性が育たない、競争的な関係ができないといった教育学的

な俗説が多用されているということが、山本由美という准教授の論文に書かれております。

そして、学級規模と教育的効果の相関関係について、一定程度の小規模集団のほうが教育的効果が高いという、例えば20名程度の集団だと算数の教育的効果が上がるといった先行研究の蓄積はあるが、学校規模と教育的効果の相関関係については見当たらない。また、単学級構成の学校でも、実態を見ると、縦割り集団などを活用して工夫することで人間関係は固定化されることなく、かえって複雑になっているばかりか、全教師と児童・生徒がお互いに認識できる親密な集団としてきめ細やかな教育実践が行われているケースも少なくはなく、俗説的な批判は当たらないと思われるということがあります。

私も実際に複式学級の過小規模学校で学んだ方から伺いましたが、子供たちは幾つもの役割を担うことで一人一人が本当に大きく成長するし、少人数で家族のように仲がよく、地域みんなが教育に参加、協力していたことなどを伺いました。

小規模の学校では学力がつかないなどという適正規模論は保護者に対するおどしではないでしょうか。小豆島町でも特に保護者の方は、地域に学校を残してほしいと思いつつも、小規模校では子供たちが成長しないとか子供たちはもっと大人数のところで切磋琢磨しなければならないなどと言われて、子供たちのためなら統廃合もやむを得ないと思っている方が大半だと思います。本当に統合が子供たちのためになることなのかどうか、小規模校では子供は成長しないのかどうか、保護者をおどすようなそういう俗論で統合に誘導するのではなくて、十分な正しい材料を町民に明らかにして論議すべだと思いますが、その点はいかがですか。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） いろんな学説っていうのが、先生方の報告をお教えいただきましてありがとうございます。

今から討議をしていくわけですので、おどしの討議をするつもりは毛頭もございません、はっきり申し上げまして。

先ほど来、申し上げておりますように、単なる学力という意味では小規模がいいということで、少人数指導という言葉をたびたび使ってご説明申し上げております。

こんな話までっていうのを私議会で言いますけれども、私のほうの町は今先生の配置が非常に多いです。はっきり申し上げて。香川県でも恐らく1番多い町じゃないかと思っております。今小学校で換算しますと、1人の先生が何人の生徒・児童を見てるのかっていう数字があるわけですが、香川県では一番低いと思います。町として、学校として

でじゃなしに町として。町としてっていっても、私ほうの町ではほとんどが1学年1学級ですから、大体どういう意味かご判断願えるかと思えますけれども。

そういう意味で、単なる学力をつけるということだけでは少人数がいいということについては、私たちのほうでも、委員会の中でも同様な考えを持って少人数指導を続けるためにたくさんの先生の配置をお願いするということを県の教育委員会のほうへも働きかけております。

それから、小規模校では育たないんだってという考え方、これ先ほどの論の中にもありましたように、一部育たない力もあろうかと思えます。すべてが育たないのではなく一部育たないものもあるということ、これはご理解願えたらと思っております。以上でございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。あと3分ですので。簡潔な質問をお願いいたします。

15番（鍋谷真由美君） 教育長にお尋ねいたします。

その人数が少ないと一部育たないという部分があるというところを具体的にお尋ねをしたいと思えます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 極端な例を出してご理解を願いたいと思うんですけれども、集団ゲームがございます。この集団ゲームは、一人ではできません。例えば、サッカーの技能を向上させようという場合に、一人ではできません。以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、2問町長に質問をいたしたいと思えます。

まず1点ですけど、交通安全のために入部付近の国道の拡張を。

双子浦から入部のバス停付近までの国道は非常に狭く、カーブがあり、交通安全を考えると拡張が必要ではないかと思えます。私もバスを運転していましたが、自転車も追い越せない状況でございました。道路の近くまで民家があり、大変難しいことだと思えますが、今の道路の幅員でよいはずはないと思えます。町はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

2点目ですけど、住民の意見、要望を聞き入れた町行政を。

2町の合併時には各地区で町長も入った座談会が行われました。もちろん、集会も行われました。最近、町も議員ももっと地域に入って声を聞き、協力していただけるように

お願いし、その必要性は高くなっていると思います。

学校や病院問題を初め、地域問題は以前と比べ物にならないくらい過疎化し、公共交通の路線バスもやっていけなくなっています。どなたが悪いというわけではなく、たくさんの方々の協力を本気で求めなくてはならないと考えますが、町はどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番中江議員のご質問にお答えをいたします。

入部付近の国道436号線は、カーブ区間が多く、見通しも悪い上、歩道も未整備で交通事故の多発区間であることから、地元自治会より、平成20年6月18日と平成21年6月17日の2回にわたって、土庄町との町境から入部バス停までの区間の歩道設置と道路改良についての要望をいただいております。このご要望につきましては、香川県小豆総合事務所長にその都度進達を行うとともに、県の担当職員に現地の状況を説明しており、当該地区の歩道整備と道路改良の必要性は、県、町ともに十分認識しているところでございます。

そのような中、現在16番議員もご存じのとおり、池田港から中蒲生地区の区間で歩道整備を実施しており、一部を除いておおむね平成22年度で完了の見通しとなっております。

以上のことから、県におきましては、平成22年度において、国道436号線入部地区の概略歩道整備と、それに伴う道路改良計画を作成し、地元関係者や地権者にご説明し、関係者の同意を得られれば、平成23年度からでも用地買収等に着手する構想を持っていると伺っております。

しかしながら、現在政権交代により、国の公共事業への予算配分の見通しが立たない状況であり、また県においても新年度予算を決定していない状況であることから、あくまでも担当課の構想段階であることをご理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、16番議員のご質問にもありますように、国道に隣接した家屋が多く、歩道整備及び道路改良には用地買収に加え、家屋移転、物件補償等が多く生じることが想定されますことから、特に地権者のご理解とご協力を得られなければ、事業着手ができないと考えられますので、地元自治会会長さんを初め関係者の方々にもご協力をお願いするなど、町といたしましても、県と連携して歩道整備工事の着手に向けて努力したいと考えておるところでございますので、16番議員におかれましては格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の住民の意見、要望を聞き入れた町行政をとのご質問でございますが、ご指摘のとおり、人口減少や少子・高齢化がますます進行しております現在、住民の方々の

ご意見を直接お聞きし、町政に反映させていくことは不可欠かつ、ますます重要性を増していることを認識いたしておるところでございます。

このため、9月定例会でも申し上げましたが、重要な計画の策定に対するパブリックコメントの募集や各種のアンケート、また各種の会合などを通して住民の方々のご意見を伺うとともに、住民の方からお申し出があった場合には地区座談会を実施するなど、住民の皆さんの声をお聞きしてまいりました。また、学校統合や病院経営、公共交通の確保など、過疎化や少子・高齢化などに起因する行政課題は多種多様かつ深刻な状況に直面しており、住民の皆様のご協力が不可欠であると考えているところでございます。

このようなことから、特に住民活動の核となる自治会の活動を重視し、自治会を通じて町内全域から幅広い意見の聴取に努めるとともに、今後協働のパートナーとしてもさらなるご協力をいただきたいと考えているところでございます。

最近になって、住民有志によって町の将来について研究するサークルが結成され、三都地区や中山地区で有志による地域づくりの動きが活発になってまいりましたことは、行政としても非常にありがたいことであり、行政だけではなく島内住民や企業の出資により、小豆島オーリーブバス株式会社が設立されたことは、行政と住民が力を合わせて地域の課題解決に取り組む契機になるものと期待するところであります。

今後とも、あらゆる機会を通じて住民の皆様のご意見をいただき、町政に反映させるとともに、住民の皆様と力を合わせて地域の課題解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会の皆様におかれましても、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） ただいま答弁をいただきました。

1点目の国道436の件ですけど、いわゆる自治会を中心にして、私も要望したところでございますが、ただいまお聞きすると構想は持っていると、でも検討段階に入っている段階で、非常にありがたいんですけど、早期に、なるべく早く拡張をお願いしたいと思います。大変民家があって難しいと思いますが、交通安全のためにやっていただきたいと思います。

2点目の住民の意見、要望を聞き入れた行政。これについては、いわゆる合併をされて大世帯になっておるわけです、住民参加が。それで、町長は1人。議員も少なくなってます。隅から隅まで把握できるかいうたら、これはもうよいしょがいるわけですけど、特効薬はありませんけど、やはりどんないうても、行政主導型じゃなくして住民本位の町政が

行われなければ、住みたくなる町、住みよいまちづくりは非常に難しいと思うんですけど、町長の指針を聞きたいと思います。今日まで4年間、合併になって、住民に中へ町長自身が住民の意見を吸い上げて遂行してきたのか、少し足りないところがあれば足らなかったとか、そういうなんをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） それでは、先に入部付近の国道拡張の件につきましてお答えをいたします。

先ほど町長のほうから答弁を申し上げましたように、一番最速の段階で平成22年度に地元にご説明をすると、これはあくまでも概略の図面上の歩道計画ということで、そこでご理解がいただければ、きちっとした実施計画を作成した上で、地元住民に用地のご提供、用地協力をお願いに参っていくということになるかと思えます。

しかし、どうしてもやはり地権者のご理解、ご協力が得られなければ、どういう事業をしたいといってもなかなかかかれないということもございますので、その点十分ご理解をいただき、地元関係者、また16番議員さんにおかれましても、今後とも格別のご協力をお願いをいたしたいと存じております。よろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 住民本位の政治をやってきたかと、こういうことでございますが、そのとおりであります。住民本位で私はやってまいりました。至らぬところもあったかと思えますけども、しかし皆さんのご協力で、これから合併して1期が終わろうとしています、4年間。それはいろいろ合併して、さきの質問にもありましたが、合併しても一つもようなかったと、こういうようなご意見の方もあるようでございますが、それはもう合併をなぜしたかと申しますと、財政が非常に厳しいから合併したわけでございまして、このままでは地方の行政、地方町村は、東京一極集中で地方はつぶれていくんちゃうかというような心配があるような非常に厳しい財政状況でございます。そういう中で、合併をすることによってその場をしのいでいくということでありまして、合併したら即よくなるということはだれも思っていないわけでありまして、合併をすることによって、そして生き残っていくということがまず第一でございます。

そういう意味におきまして、住民の方も大多数はそのことにつきましてよく承知していただいで協力していただき、辛抱して一緒になって、この地域を住みよい地域、住んでよかったと、生まれてよかったという地域にしていこうということは、皆さんのご理解で今日までやってきたわけでございまして、今後もそういうことをお願いしたいと思う次

第でございます。私は、住民のために住民本位でやってきたつもりであります。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、内海総合運動公園に屋外健康遊具の設置をということでお尋ねをいたします。

最近、広場、公園、通りなどに屋外健康遊具が設置され、若い人から高齢者まで幅広く利用されているようです。簡単に設置ができ、場所もとらず、気軽に遊び感覚で使え、体をいろいろに動かして日ごろの運動不足の解消にも役立っております。例えば、ハンドルにつかまりながらペダルに乗り、足の前後の働きで足腰を使ったり、ポートこぎの要領で全身を屈伸し、ハンドルを前後に押し引きするなど、いろいろなタイプがあるようです。

運動公園の一部である馬木公園には、今子供用の滑り台やブランコなどが設置され利用されておりますが、これらの健康遊具は大型ではないので十分設置できるスペースがあります。また、隣のグラウンドは高齢者たちのゲートボールの会場となっており、大勢の人たちが集まっております。設置の効果は十分にあると思われれます。少しの時間でもトレーニング感覚で楽しむことのできるこれらの遊具は、町の健康の新しい形ではないかと思えます。ぜひ、設置をしていただきたいが、どのようにお考えでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

内海総合運動公園につきましては、昭和51年災害による災害残土処理場として海面埋め立てを行い、約5万2,800平方メートルの埋め立てが昭和55年11月に竣工し、その後この埋立地の利用計画を検討した結果、この埋立地のうち約3万6,000平方メートルを野球場、多目的広場を内容とした運動公園として整備するとともに、町民のコミュニケーションの場としてふさわしい環境整備を行うこととし、昭和61年5月に内海総合運動公園が完成をしております。

その運動公園内で、ブランコ、滑り台、シーソー、鉄棒が設置されております面積1,250平方メートルの遊戯施設区画に屋外健康遊具の設置をとのご要望でございますが、子供から高齢者まで幅広く利用できる屋外健康遊具（高齢者向け健康遊具）の設置につきましては、高齢者が身近な公園で散歩やゲートボールなど以外に気楽に楽しみながら体を動かすことができる健康遊具があれば、健康づくりの一環としても役立つものと考えており、11番議員ご指摘のとおり、設置面積もわずかな面積の占用でおさまりますことから、この遊戯施設内での設置について面積的な問題はないと考えております。

しかしながら、遊具の選定と設置個数、使用方法の周知や維持管理問題など、公園内での遊具設置につきましては課題も数多くございます。また、一部の地区では、老朽化した遊具がかえって危険であるとのこと要望をいただき、撤去した経緯もございますし、マスコミ報道でもご承知のとおり、一部の自治体では遊具の管理不備による負傷事故も発生しております。

こうしたことから、管理が困難な屋外遊戯につきましては、全国的に見ても老朽化に伴い、次第に撤去されつつあるようでございますし、町単独費での設置となりますことから、町としましても新たな屋外遊具の設置については困難と考えるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、参考までに申し上げますと、各地区の小さな広場などの遊具は、地元自治会などの要望を受けて赤い羽根共同募金や宝くじ助成で設置されていると認識いたしておりますが、赤い羽根共同募金の遊具支給については、遊具の適正管理の問題から現在は中止となっているようでございます。また、宝くじ助成による遊具の設置につきましては、町管理地への設置は助成の対象外となっており、自治会などの所有している広場への設置であれば助成の対象になるとのことでございますので、必要に応じて自治会等でご検討いただければありがたいと考える次第でございます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） この健康遊具、いろんなところで新しく設置をしておるところもでございますし、香川県では近くのほうであれば善通寺のほうにもこういった施設を設置しております。それに危険性もあるということでございますが、当然これいかんもんでありますので古くなったら取りかえると、また撤去するということにもなるかとも思いますが、価格も例えばあるメーカーのカatalogを見ますと、10種類のほうの中で金額が低いほうで12万6千円、高くても19万円ほどでおさまっておりますので、設置費を倍としましても、そう町が心配するほどの金額ではなかろうかと思えます。運動公園は文字どおりたくさんの人たちが集まってくるので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 遊具いろいろピンからキリまでございます。そういうことで、先ほど11番渡辺議員からもありましたように、この遊具、12万円から19万円程度ということでございますが、その上になりますと約50万円程度までいろんな形があるように聞いております。

それで、またこの運動公園にということですが、町が管理している、建設課が管理している公園につきましても7カ所ほど公園がございます。その公園でやはり希望もあろうかと思えます。そういうことで、昨今の健康志向の高まりということで公園の利用形態も変わってきていることから、当然こういう遊具があればこしたことはないわけですが、その公園、公園で、それではうちの公園にはこういう遊具が欲しい、うちの公園にはこういう遊具が欲しいといってもなかなか町としてすべてのところにご要望にお答えするということができない。また、あと維持管理の問題、またその利用方法ということについてもいろいろ検討しなければならないということで、何か補助事業等で取り組めるもんがあれば、また検討をしていきたいと思えますが、現段階で町単独費での設置ということになりますと、金額的な問題のみならず、そういう維持管理面からも少し困難であるということでご理解を賜りたいと思えます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。2時20分再開。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 私は、むとす館についてお尋ねいたします。

むとす館というのは、学ばむとすということで、非常にいい名前をつけとるんじゃあいうてくれました。人と本のすてきな出会いのある広場であるむとす館なんです、みんな仲よく静かにということで、非常に静かな図書館であります。

この期に及んで言いたいことは、二十四の瞳に出た私たちの同級生の照木秀公さんのことを思い出して、ここに立ちました。というのは、彼と少し約束をしてましたので。

創立1993年。年間利用者数約4万人。読まれている冊数約5万冊であります。創立15年を経まして、町民の学習の場であるむとす館1階のソファが破れております。ちっちゃな子供、私の孫に当たるような方から、おじいちゃんあれちょっと直してくれるかという言われました。というのは、破れているソファを見て、非常にちっちゃな子に指摘されたわけです。もう一個、2階に研修室があります。この研修室の傷みが非常に目立っております。修繕について町はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。お願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番新茶議員のご質問にお答えをいたします。

町民にとって知識の空間、広場であるむとす館の維持管理及び修繕に関するご質問でございますが、毎年、町教育委員会におきましては、所管する施設の改修工事、修繕等の要望を現地を回って確認し、その箇所の緊急度、危険性等を勘案し、優先順位を決めて順次改修、修繕を実施しているところでございます。

むとす館につきましては、12番議員ご指摘のソファだけでなく2階の研修室につきましても、担当職員からの修繕要望が出されておりました、去る11月9日に現場確認を行ったところでございます。開設後15年余りを経過し、備品類や設備の傷みが目立ってきており、早急な修繕が必要となっておりますので、ご指摘のソファにつきましては、2階の研修室の遮光カーテンとあわせて22年度での修繕に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

むとす館に限らず、教育委員会所管の各施設でご指摘のような状況が多々見受けられることから、今後財政状況も考慮しながら、計画的に改修、修繕工事を実施してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 木の実については、私は、何年たつとんかなと思いましたが、ことしは30回の木の実が回ってまいりました。それによると、私たちの教育長の明田先生は、非常に立派な発刊に寄せるあいさつをされておりました。それによって、私はこの間12月13日に高松へ行く機会がありますので、ちょっと勉強してまいりました。13日ですので、きのうのきょうの話ですから間違いのないと思います。といいますのは、このみんな仲よく静かに勉強するむとす館であるんですが、むとす館というところは判断力、決断力を養うのに非常に大事なところであります。要するに、印刷物離れが起こっておる現在、目線をどこに置くかということのように思いました。高松の図書館では、私たちの大先輩である壺井栄先生と壺井繁治先生のお二人の話、カップルズというのが開かれておりました。壺井栄先生と壺井繁治先生の手紙が現物としてありました。それによって、私は壺井栄先生、壺井繁治先生のお二人のなれそめをよく見させていただいたわけですが、むとす館の入り口に現在1万冊の本がやってきております。1万冊の本がどれくらいかということ、東京中野区鷺宮の方、加藤先生から送ってこられたようです。現在、公民館に勤めておる吉川さんを初め何人もがかって分類をして仕分けをしておられました。その3人の方々が一生懸命やっとなんですが、2人の繁治先生と栄先生との非常に心温まる手紙を読ませていただきました。

議長（中村勝利君） 新茶議員、質問からちょっと離れていると思いますので、本題に戻していただいたらありがたいんですけど。

12番（新茶善昭君） というのは、私の言いたいことは、実は明田先生がどのようなおつもりであったのかいうことを聞きたいだけ。きのうは実はガリレオ・ガリレイの話をちょっとしたかったわけなんです。ガリレオ・ガリレイの話をちょっと話していただいて、木の実の発刊に寄せるという文章をちょっとお知らせ……。

議長（中村勝利君） 新茶議員、新茶議員の質問はむとす館のソファ一なり、なんなりが非常に傷んでおるので、それについてどう思いますかという質問だと思いますので。

12番（新茶善昭君） むとす館についてはよくわかりましたということで、教育長の意見をちょっとお伺いしたかったわけです。教育長はむとす館の館長ですから。関連性ないですか。

議長（中村勝利君） それは補修についてですか。

12番（新茶善昭君） いや、木の实じゃないかな。私は、場所は直してくれるのはよくわかりましたので、ついでに、むとす館のガリレオ・ガリレイのことで少し関連して。何かないですか。

議長（中村勝利君） ただいまの発言は、通告外にわたっていると思われまますので。

12番（新茶善昭君） はいじゃ、通告外ということでもありますので、これにてむとす館を確実に直していただけたら、もう申し分ありません。どうも長時間お邪魔いたしました。どうも。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） ラストバッターでございます。私は、小豆島町の80を超える各種団体は住民自治の観点から十分機能しておるかどうかについて質問をいたします。

今現在、小豆島町は庁舎問題、それから小・中・高の学校統合問題等々、小豆島町の方角を決定する問題を多く抱えております。

合併から4年になりますが、残念ながら午前中の質問にもありましたが、旧池田町、それから旧内海町ではというような後ろ向きの意見が非常に多いというような感じがしております。住民個々においては、そう内海町も池田町も問題を抱えているとは私自身余り情報は入らんですが、残念ながら旧池田町、旧内海町の有識者であるとかリーダーであると言われる人たちの中に、心狭いというたら語弊があるかもわかりませんが、そういう考えのもとに住民に対立を生むような発言が非常に多いと、それがやっぱり有識者であ

るとかと言われる人、リーダー、町会議員も含まれるかもわかりませんが、私も中に入っとるかもわかりませんが、非常のそういうような人たちの意見が非常に住民に対立を生む傾向にあるような気がしております。違うかもわかりませんが、これは私の私見でございます。

平成22年度には、これは来年度、町長選もありますし、それから町議選、これは18から16に定員が減りますが、それからまた行政サイドでは団塊の世代と言われる課長さんが8人退職されると聞いております。ともかく、新しいスタッフで町行政がスタートすると考えられます。町行政の本質というのは住民の住民による住民のための行政の根本であると考えておりますが、新しい根本的な考え方を通すにはちょうど新しい革袋になると、よい時期に来ておると、そういうふうに考えております。

小豆島町の各種団体を例にとってみますと、私が数えたんで八十五、六あったと思いますが、団体が存在しております。1人で、残念ながら、その中の80何ぼの団体の十五、六の団体の役員とか、それから理事を兼ねてる人がたくさんおいでます。10以上を兼ねてるのが四、五人、もっとおるんじゃないですか。そういうような今状態になっております。

そして、それともう一つ言えるのは、かなり年齢の高い人がその理事、役員になっておるとというのが現状だと思います。後からご意見いただきたいんですが。

住民の意向を聞くためには大切な各種団体だとは思っておりますが、人選において余りにも充て職的で、お茶を濁すという言葉が悪いですが、というところがあるんじゃないかと、そんなふうに考えております。住民自治の観点から考えて現状のままでいいのか、それとも各種団体ができた初心に戻って、もう一度いろんな人選等を考える余地があるのか、それについて町長のご意見を伺いたいと思います。以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番新名議員のご質問のお答えをいたします。

小豆島町の各種団体は、町が毎年作成しております各種団体役員名簿に登載されているだけでも80を超えております。これらのほとんどは、事務局を町の担当課が所管し、行政と密接な関係にあるものでございまして、その役員に充て職や兼職が多いことも6番議員のご指摘のとおりでございます。

しかしながら、これらの充て職や兼職の多くは、議会、自治会、商工会、観光協議会、婦人会や老人会など、行政と住民との協働によるまちづくりを進める上で、重要なパートナーとなる団体の代表者であり、町内各地区、各界のリーダー的存在であることはもとより、町の施策に対してご自身の立場や見識、またそれぞれの地域や交友範囲からの幅広い

ご意見をお聞かせいただき、建設的かつ効果的な協議を行うためにやむを得ないものと考えておるところでございます。

同時に、それぞれの所属団体の活動を通して町の施策や考え方を広く周知する役割を担っていただいております。意見聴取、政策決定、周知といったサイクルを通して議会制民主主義を補完しているものであり、住民自治の理念に沿って機能していると考えているところでございます。

また、各種団体の役員に高齢者が多いという点につきましても確かにご指摘のとおりでございますが、若年世代は仕事や子育てに追われている方も多いため、夜間や休日など、限られた余暇を自分自身のストレス解消や家族サービスに有効に使いたいというのが全体的な傾向のように感じられます。こうしたことから、気の合う仲間と小規模な趣味やスポーツのサークル活動を行っている方は多いようでございますが、全町的な住民活動団体などへの積極的な参画が比較的少ないため、結果として各種団体役員への選任も少ないというのが現状であると認識しているところでございます。

申し上げるまでもなく、住民の意見を聞くための大切な各種団体であるという思いは6番議員と全く同感でございますが、これまで申し述べたとおり、あて職的でお茶を濁した役員選任になっているとは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

今後、各種団体役員を選任に際して、ご本人の了解が得られる範囲でより幅広い団体や個人の選任と若年層の参画に配慮してまいりたいと考えているところでございますが、一方でホームページからお問い合わせやご意見をお寄せいただく仕組みも既にごございますし、総合計画などの町の重要な指針につきましてはパブリックコメントを募集するなど、各種団体役員以外の住民の意見聴取にも努めてまいるところでございますので、あわせて理解を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今の意見は十分わかるんですけども、やっぱり十分機能さすのがこれ、ある程度私もB & Gの委員をしておりますが、年に1回、幾ばくかの謝礼を、税金引かれたものをくれよりますが、やっぱりお金も絡んでおりますから、これ。

できれば、例えば80何ぼあって十五、六をするというと、年に会合を持とうにも会合の日がちがとれないと、これはもうある人のつづやきを聞いたんですけど、そういう状態にもなっておるわけです。だから、例えば自治会長さんにほかの人がかわりに行けというのは、これは難しいです。だから、団体の種類によってはそういうようなことを考えて、十分機能するような、あくまでもお金は少ないですけど住民の税金を使うとるわけですか

ら、そういう機能するようなほうに考えられないのかどうか、そこはやっぱり十分、充て職という言葉は大変失礼な言い方だったとは思いますが、機能するような団体をつくると、これがやっぱり大事だと思います。あくまでも1人が十五、六も意見聞いてみますと、そのために自治会長さんにもなる方が少ないと、こういうこともうちの部落でもそういう現実にあります。会が多過ぎるということもあります。

ちょっと話がそれますが、前原さんがこの前おいでまして、ダムを見てびっくりしたんだと思います。余りダムが小さいから、砂防ダムの親分みたいなやつやから。それを、何倍かに膨らすと。これまた、先ほども質問で怒られますが、議長に。通告しとらんいうて怒られますが。すぐやめますけれども。そういうように、やっぱり初めて見た者にとっては、あのダムはそう見えるんです。私は生まれがよそですから、やっぱり2町、また要らんことを言う、3町合併なんか当然やるべきやと思うとりますが、今の団体についてもそうです。やっぱり機能する団体にかえることは住民自身の考え方からは大変必要やと思うんですけども、総務課長、どんなでしょうかね。これは十分かえる必要があると思うんですが、どうですか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） びっくりしました。

議員おっしゃるように、例えば自治会に集まっていたきたい、自治会の役員さんの中で代表を出していただきたいと言いますと、自治会長さんがあっちもこっちも出てこられるようなことになりませんが、おっしゃるように、自治会の副を出してください、ご婦人の方出してくださいというような、こちらからの要請の仕方によって分散できるのかなという気もいたしますし、年に1回あるかないかの会であればその存在自体を一回問い直すべきかとも思いますので、ご意見を参考にさせていただきまして一回見直していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今、総務課長から十分機能する分にかえるように努力するというご意見聞きましたんで、それで十分でございます。例えば、15もあるとしたら、1人が兼ねるとしたら忙しいんだから、次の段階の人、若い人を送ってくれということも十分できると思うんです。そのあたりの話し合いも十分していただいて、住民の意向を聞く重要な団体ですので、今課長がおっしゃったような十分機能する団体にしていただくことを答弁いただきましたので、それで結構です。終わります。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第56号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第56号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） 平成21年12月15日。小豆島町議会議長中村勝利殿。  
決算特別委員会委員長井上喜代文。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月15日に付託された平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成21年10月26日、平成21年10月27日、平成21年10月29日。

2．審査の経過。理事者及び監査委員の出席を求め、平成20年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。議案第56号平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策。未収金を減少させ、収入確保を図ることは、町の財政基盤を支え、信頼される町政運営を推進する上で欠かせない課題である。一層の充実に向け、現状、課題の共通認識のもと、収納率向上に努められたい。

環境衛生課。現在使用中のし尿施設の耐用年数にも限度があり、環境に配慮した新しい施設を早急に検討されたい。

保険事業課。福田診療所のあり方について地元との十分な協議を踏まえ、早急に検討されたい。

内海病院。地域医療の中核的存在であるがゆえの問題もあるが、全職員が経営に関与するという意識を持ち、住民の英知と協力で苦難の時期を乗り越えることを期待したい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定についての中の1、平成20年度小豆島町一般会計決算、2、同じく小豆島町国民健康保険事業特別会計決算、5の20年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計決算、10、小豆島町水道事業会計決算、この点について反対の討論をします。

まず、平成20年度一般会計決算は、行財政改革と集中改革プランの施行がこの年度からであり、住民の切実な願いについては各分野においてほとんどこたえていないものです。一方、新内海ダム建設については8割の賛同があると言われるのは内海地区のことであり、特に池田地区住民に対して説明する必要はなしとして、ダム建設について理解されていない住民が多いし、反対する住民も多い、その状況にあるにもかかわらず、新内海ダム建設と、その関連事業予算を執行し、また不公正な同和対策事業を聖域にし、その予算を執行しています。さらに今年度も2億円を超える不用額を出し、住民が求める施策に生かされない結果となっています。

さらに、平成20年度小豆島町水道事業会計決算についてであります。水道事業報告書にある水道事業の条例の一部改正で、1日最大給水量を減少する改正をし、また業務にある給水人口、排水量、湧水水量がともに減少しており、このような状況はさらに減少傾向に進む可能性があると考えます。つまり、人口減少が予測される中、水余り傾向がさらに進むと考えられ、内海ダム再開発は必要がないということになります。内海ダム再開発に充当されている一般会計からの繰入金は、本来住民福祉、子育て支援などに使われるべき財源です。

また、水道事業報告書にある6つの簡易水道を平成28年度までにすべて統合する計画を策定し、水道事業の認可を変更したとの改正理由が記載されています。このことは、行政が一方的に進めるやり方で問題です。現在、簡易水道利用の住民から反対の声もあり、理解は到底得られるものではないと考えます。

そして、平成20年度後期高齢者医療事業特別会計ですが、後期高齢者医療制度は、75歳になると強制的に今の保険制度から脱退させられ、後期高齢者だけの医療保険に組み込まれ、保険料は年金から天引きで徴収され、差別医療が押しつけられる世界に例のない医療制度であり、保険料の際限ない引き上げと滞納者からの保険の取り上げがされることなど、中止しかない制度であると考えます。

そして、国民健康保険事業特別会計決算については、後期高齢者医療制度導入に伴い、国民健康保険税が現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療の支援に使われる

後期高齢者支援分に分けられ住民の負担増になったこと、年金天引きも始まり高齢者の負担増になっていること、徴収率も下がっており払いたくても払えない住民の方がふえていることなど、今述べた理由から、平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定については反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、賛成の立場から討論いたします。

まず、同和行政の目的は、言うまでもなく同和地区の完全開放、つまり部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものであります。そのために、生活環境及び教育啓発、産業、就労問題など、地区外住民との格差の是正に必要な施策を実施していたところであります。人権が大切にされる社会を築いていくことは、行政の大きな使命であります。

また、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計については、適正に処理されており、このような社会保障に関する制度は、その基盤は国内で統一されるべきものであります。

また、内海ダム再開発事業は、治水、利水上極めて重要であり、町民の安全確保や不安解消のためにも、何としても事業の早期完成が必要であると考えております。このことから、適正に事業が行われ、妥当な会計処理を行っておりますので、平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定について私は賛成いたします。以上です。

議長（中村勝利君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第56号平成20年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第6 報告第20号 専決処分の報告について（町の債権の支払い請求訴訟に係る和解について）

日程第7 報告第21号 専決処分の報告について（町の債権の支払い請求訴訟に係る和解について）

議長（中村勝利君） 次、日程第6、報告第20号、日程第7、報告第21号専決処分の報告については、相関する報告でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第20号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払請求に係る訴えの提起により訴訟となった事案について、土庄簡易裁判所において和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告第21号も同様の案件でございますので、報告内容につきましては、担当室長からあわせて説明をさせます。よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） あわせて、内容説明を求めます。収納対策室長。

収納対策室長（谷部達海君） 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

お手元の上程議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第20号及び報告第21号につきましては、本年11月9日の第2回臨時会において専決処分の報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権に係る支払い請求であり、通常訴訟への移行後、土庄簡易裁判所において開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものであります。

報告第20号債務者である■■■■氏につきましては、人権対策課所管の住宅使用料を滞納しているものであり、本年11月16日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、滞納する住宅使用料を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解いたしております。

お手元の上程議案集の3ページをお開きいただきたいと思います。報告第21号債務者である■■■■氏につきましては、水道使用料を滞納しているものであり、本年11月16日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれました結果、滞納する水道使用料を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解いたしております。

これら2件ともこの和解により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告を申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第8 議案第68号 防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の

## 変更契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第68号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第68号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約について提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事につきましては、平成20年6月25日開催の小豆島町議会第2回定例会において工事請負契約に係るご議決をいただき、これまで2度にわたる変更契約についても議会の議決等をいただいていたところであります。

今般、11月27日の小豆島町議会第3回臨時会において予算の追加補正をご議決いただいたとおり、再度の工事内容の変更が必要となったため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第68号防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事請負契約の変更契約についてご説明をいたします。

町長からただいま申し上げましたとおり、防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事の一部変更で、予算補正につきましては、さきの臨時議会でご議決をいただいたものでございます。

内容につきましては、7ページにございます変更契約概要書をごらんいただきたいと思います。

変更契約で追加いたします額は税込みで1,413万8,250円、変更後の金額は4億4,710万4,700円となります。

変更概要につきましては列挙しておりますが、 の戸別受信機ダイポールアンテナの追加につきましては、太陽の丘中継局が国立公園内に位置するため、景観を重視した中四国環境事務所の指導により、設計時より3メートル程度山側へ寄ったために受信条件が悪くなったことに加えまして、総合通信局から安定した受信を確実なものにするため、屋外での電波調査の値をこれまでの47デシベルから55デシベルに強めるとの基準が示され、見直しをかけました結果、ダイポールアンテナの増加が1,319本、八木アンテナの減少が8本

との結果が出たものでございます。

福田公民館内空中線柱の減につきましては、9月の議会でご議決をいただきましたアナログ移動系整備工事の変更契約でこの柱を追加したものでございまして、このための減額でございます。

電波調査費の追加は、先ほど申し上げました電界強度の基準変更による電波調査と類似周波数利用団体との混信調査を行うための追加でございます。

につきましては、現場管理費など間接費の増加でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 報告第69号 浜条川水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第69号浜条川水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第69号浜条川水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年11月24日に指名競争入札に付しました浜条川水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い

申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第69号浜条川水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約についてご説明をいたします。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

浜条地区から池田大川河口までの浜条川流域では以前より高潮や台風時の満水時にたびたび浸水被害が生じ、関係住民からも浜条川流域の高潮、浸水対策について強い要望がございました。そこで今回、浜条川流域の高潮・低地帯対策として浜条川河口付近に水門及び内面排水対策用のゲートポンプ2基を設置するもので、その水門等新設（上部工）工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページを開いて10ページをごらんください。

11月24日に行われました指名競争入札の結果、工事概要書に記載のとおり、契約金額6,583万5千円で香川県高松市番町2丁目16番3号、扶桑建設工業株式会社高松本店、取締役高松本店長内田新造が落札いたしました。

工期は本契約の後、町の指定する日から平成22年3月31日まででございます。

工事概要といたしましては、ステンレス鋼製電動ラック式ローラーゲート、これが水門で、幅が4.5メートル、高さ2.25メートルでございます。その他ステンレス鋼製バースクリーンなど記載のとおりで、以上の製作及び据えつけ工事となっております。

入札指名業者は記載の5社でございますが、四電エンジニアリング株式会社から11月20日に入札辞退届が提出されたため、入札参加は株式会社大和鉄工所、扶桑建設工業株式会社高松本店、株式会社村上製作所、株式会社渡辺鉄工所の4社で、税抜き入札金額はそれぞれ株式会社大和鉄工所6,630万円、扶桑建設工業株式会社高松本店6,270万円、株式会社村上製作所6,300万円、株式会社渡辺鉄工所6,450万円でございます。なお、契約しようとする金額の予定価格に対する率は97.34%となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第70号 内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第70号内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第70号内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成21年12月3日に指名競争入札に付しました内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第70号内海中学校教育用コンピュータ整備事業に係る物品購入契約についてご説明を申し上げます。

議案集につきましては、11ページからになります。

町長の提案理由にもありましたように、内海中学校のパソコン教室用の機器の更新、整備となっております。

内海中学校のパソコン教室用の機器につきましては、5年のリース契約期間が満了後、1年を経過をしたこともありまして、去る6月定例会で補正承認をいただきましたように、学校情報通信技術環境整備事業補助金を活用いたしまして整備をしようとするものでございます。

この補助金の補助率ですけれども、通常は2分の1ですけれども、僻地、それから離島で財政力指数が0.5以下の場合は3分の2に嵩上げとなる補助金となっております。本

町の場合ですけれども、すべての学校が準僻地でございますけれども、このような場合でも僻地、離島扱いとなるということで、この財政上の優遇措置が受けられることになっておりますので、この補助金を活用いたしまして、議案集の14ページをお願いいたしますけれども、サーバー、それからデスクトップパソコン、教師用1台、生徒用40台、プリンター、周辺機器、それからソフトウェア、ネットワーク機器等を更新をすることで、引き続き子供たちの情報活用能力の育成を図ろうとするものでございます。なお、補助残の3分の1につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当をすることにいたしております。

契約の方法につきましては指名競争入札とすることといたしまして、13ページに戻りますけれども、6に記載のとおり7社を指名をいたしましたけれども、そのうちの5社から辞退届が提出をされました。この辞退を受けまして、県、あるいは町の指名委員会の事務局であります総務課と協議を行い、2社でも指名競争入札は成立するというを確認をし、今月の3日、この2社により入札を行いました。その結果ですけれども、3のほうに記載をしておりますけれども、香川県高松市東八幡町9番地7、リコー関西株式会社香川事業部、事業部長近藤宏が、2の契約金額になりますが、934万5千円で落札をいたしました。製造工期につきましては、4で記載のとおり、本定例会で承認をいただいた後、町が指定する日から平成22年3月26日までとしております。

なお、入札の状況について消費税を抜いた額で申し上げますと、落札業者でありますリコー関西株式会社香川事業部ですけれども890万円で、もう一社の東芝情報機器株式会社四国支店は1,030万円でございました。予定価格に対する率につきましては90.6%となっております。以上、簡単ですけれども、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 提案理由は小・中学校における教育用及び校務用云々とあります。今、学校においては、小学校の場合、校務用においてどのような台数、何台今校務用として置かれているのか伺いたいというように思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 現在の配置の状況のお尋ねでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。

（14番村上久美君「はい、現在の」と呼ぶ）

大変申しわけありません。その現在の状況についてはちょっと資料がありませんので、

後ほど確認して、またご報告を申し上げたいと思います。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 小豆島町全体の小学校のことは私自身も把握しておりませんが、今現在池田小学校の場合は2台あるというふうに聞いております。そういう中で、提案理由にあるように、校務用としても新たな物品購入というふうなことで理解してよろしいでしょうか。

ただ、2台ということになれば、校務用で例えば先生方がいろんな業務を行う上で、なかなか2台では間に合わないというふうな状況もお聞きしておりますが、そういう整備も必要ではないかというふうに思うんですが、今回のことについてはどうなんでしょうか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 今回提案しておりますのは、教育用のパソコンでございます。14番議員さんのご指摘のその校務用のパソコンにつきましては、後日になります。今、教師1人1台のパソコン整備をすると、その入札の準備中でございます。今月中には教師1人に対して1台のパソコンを配置できるように、今入札の準備を進めておるといような状況です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第71号 小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第71号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第71号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例につい

て提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、オリーブ加工場が小豆島オリーブ公園内の施設として新たに建設されたことに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理について定めるとともに、位置の表示について統一を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集の15ページ、16ページをお願いいたします。

議案第71号小豆島オリーブ公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

小豆島オリーブ公園条例第2条関係の別表第1でございますが、改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正しようとするものでございます。改正後の一番下になりますが、オリーブ加工場（オリーブ採油施設）がこの10月に小豆島オリーブ公園内の施設として建設されたことに伴いまして、公の施設として条例を整備する必要があるため、また位置の表示を番地に統一するため、本条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、施設の場所につきましては、オリーブ公園の一番西側、農免道路の下のほうに建設をされております。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。3時30分再開。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時30分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長から発言の申し出がありましたので、許可します。学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 先ほど14番村上議員さんのご質問の公費で各小・中学校に配置をしておりますパソコンの台数を申し上げます。

池田中学校ですけれども24台です。池田中学校につきましては、一昨年ですけれどもパソコン教室のパソコンを更新いたしまして、古いパソコンを教師用として配置をいたしておりますので24台となっております。それから、内海中学校が8台、星城小学校4台、安田小学校3台、苗羽小学校4台、池田小学校が7台で、合わせて54台となっております。以上です。

~~~~~

日程第12 議案第72号 小豆島町記号式投票に関する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第72号小豆島町記号式投票に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第72号小豆島町記号式投票に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、選挙人の利便性の向上を図るとともに、誤記などによる無効票、疑問票の発生を抑え、より正確に選挙人の意思の反映を図るため、小豆島町長選挙に限り、公職選挙法第46条の2第1項の規定による記号式投票を導入しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第72号小豆島町記号式投票に関する条例についてご説明をいたします。

町長から説明をいたしましたように、小豆島町長選挙に限り、記号式投票を導入しようとするものでございます。公職選挙法におきましては、地方自治体の議会議員及び町の選挙については、点字投票、期日前投票、不在者投票を除く投票、すなわち点字投票を除く選挙当日投票について、条例で定めるところにより記号式投票によることができるとされております。県内では例がありませんが、全国的には町の選挙や議員の補欠選挙など、候補者が少数となる選挙に関して導入している市町村が少なくありません。

具体的な投票方法でございますが、あらかじめ候補者名が印刷された投票用紙の記号記入欄に記載台備えつけの丸印を押印して投票箱に投入いたします。

記号式の効果として、投票が簡単であること、無効票、疑問票を少なくできること、開票時間の短縮、結果として開票費用の節減などが期待できるということでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今の説明で、県内では例がないということで県内で初めて導入ということだと思えますけれども、これまで小豆島町はなかなか県下の動向を見てとかいうことで一番乗りというのは少ないと思えますけど、これを初めて実施しようとする理由、お考えがあればお尋ねをいたします。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 導入のメリットにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。例えば前回の町長・町議選におきましても、無効票がかなりの数出てきております。例えば所定の用紙を用いないもの、候補者でない者の氏名を記載したものであること、投票用紙の取り違いを幾ら事務従事者が説明をいたしましてもわかりにくい、町長の投票用紙に議員の名前を書いたりとかということもありますが、これをやることによりまして、片や町長選挙のほうにはもう名前を書いとるわけですから、この用紙の取り違えも少なからうと思えますし、初めてでトップを切ってということでございますが、全国的には先ほど言いましたように珍しいことではございませんが、こういった投票に伴う有権者の混乱を避けるというようなことを最優先したいということで今回導入に踏み切ったわけでございます。

議長（中村勝利君） ほかに。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 台の上に丸印のゴム印を置いとるというふうに言いましたが、ゴム印を使うて判を押してくれればええんやけども、名前の上やこ、四角い空欄いうんかな、そこへ押すんでしょうけども、そこにぴんとか、町長選挙だけならええけども、議会議員の選挙で鉛筆なんかを置いとるでしょう、多分。それでこうぴゅっとかはねたら、これは有効になるんかな。どんなんでしょうか。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） あくまでも丸印ということにしておりますので、他事記載で、それは無効になります。

（10番植松勝太郎君「無効」と呼ぶ）

今までの選挙でも複数の選挙がある場所に、できるだけ記載台を分けまして、さきの衆議院でも比例のほうと小選挙区のほうは別の記載台へ行っていただくようなことにしておりますので、少なくとも町長選挙の記載台にはもう鉛筆は置かないと……

〔10番植松勝太郎君「置かない」と呼ぶ〕

丸い判だけを置くというふうなことで、それは対処したいというふうに考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

議案の審査報告は12月17日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第13 議案第73号 小豆島町道路線の認定について

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第73号小豆島町道路線の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第73号小豆島町道路線の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、新たに町道路線の認定を行いたいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（岡本安司君） 議案第73号小豆島町道路線の認定についてご説明いたします。

上程議案集の19ページをお願いいたします。

新しく町道に認定しようとする後山仲休線は、県営事業で実施しているつけかえ道路工事であり、町道後山1号線と県道寒霞溪公園線を接続する667メートルの区間で、既に今

年12月初旬に幅員4メートルで完成をしているものでございます。

完成区間の供用を開始することにより近隣住民の利便性向上が図られることから、神懸通字後山甲2002番地1地先から字仲休甲2262番地1地先までの延長667メートルを町道に認定しようとするもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ページをめくっていただき、21ページの平面図をごらんください。

赤色で着色をしている道路が今回町道に認定しようとする後山仲休線で、図面横方向で左上の標準断面図で示しているとおり、基本幅員は4メートルとなっております。なお、延長は667メートルでございます。

それで、今回認定しようとする道路は、町道草壁農免線に接続をしている、これは図面の左側の黄色で着色された部分ですけど、町道後山1号線と起点で接し、図面右の青色で着色をされている県道寒霞溪公園線の仲休地区に接続をされております。

このように後山地区と仲休地区を結ぶ今回完成した道路を利用することで、特に後山地区住民の利便性向上につながることから、赤色着色区間の供用開始を行うため、町道に認定しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

議案の審査報告は12月17日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第14 議案第74号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、高松市と協定を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 議案第74号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の締結につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の22ページをお開き願います。

定住自立圏につきましては、本年3月定例会におきまして小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を上程し、ご議決を賜りました。今般、高松市との協定書案がまとまりましたので、本条例に基づき、本日提案させていただいたものでございます。

それでは、協定内容についてご説明申し上げます。上程議案集の23ページをお開き願います。

協定書の冒頭に、高松市を甲とし、小豆島町を乙としておりますが、以下必要に応じてそれぞれの名称に読みかえて説明をさせていただきます。

まず、第1条は、本協定の目的規定でございます。読み上げさせていただきます。

この協定は、中心市宣言を行った高松市とこれに賛同した小豆島町とが定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保して、中枢拠点性を強化するとともに、圏域内への人の流れを創出することを目的として、瀬戸・高松広域定住自立圏を形成することに関し、必要な事項を定めるものとしております。

次に第2条では、第1条に規定する目的を達成するため、瀬戸・高松広域定住自立圏を形成し、相互の資源及び機能の活用、事業の共同実施等により、相互に役割を分担して強力な連携を図るとの基本方針を定めております。

第3条は、連携する具体的事項であり、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点に大別され、さらにその視点ごとに政策分野及び施策に分類し、それぞれの施策における取り組みの内容、高松市の役割、本町の役割を規定いたしております。

なお、内容につきましては、9月16日に開催されました議員懇談会におきまして、取り組み事業を一覧表形式で作成したものによりご説明申し上げましたが、本協定案の第3条部分はこれを文章化したもので、一部の事業を除いてほぼ同様の内容となっておりますので、変更となった点を中心にご説明を申し上げます。

1つ目の視点、(1)の生活機能の強化では、政策分野のア医療、施策に相当する医療を安定的に提供できる体制の確保を上げております。なお、9月の議員懇談会では、この後に救急医療体制の確保として高松市による救急艇の整備とその活用を盛り込んでおりましたが、高松市の都合により、本協定案からは削除となっております。

次に、24ページ中ほどのイ産業振興の政策分野では、(ア)の観光の振興と25ページ中ほどの(イ)中心市街地におけるにぎわいの創出を施策といたしております。

次に、ウその他では、(ア)の消防・防災体制の強化と26ページ上部の(イ)不法投棄の防止にかかわる協定内容を記載しております。

次に、2つ目の視点、結びつきやネットワークの強化では、アの地域公共交通でありまして、めくっていただきまして27ページにはイのデジタルデバイドの解消へ向けたICTインフラ整備について記載をいたしております。また、ウの地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進の次に、さきの説明では政策分野その他における施策の一つとしておりました住民の交流促進を政策分野の工地域内外の住民との交流促進として、その取り組み内容等を記載いたしております。これは、地域の活性化を図るとともに、地域間の住民の相互理解を深めるため、自然体験等を盛り込んだイベントを開催し、圏域内の児童・生徒等の参加を促進することとし、本町が地域の資源を生かした主体的な取り組みを行うことによって交流促進を図ろうとするものでございます。また、文化芸術の振興も政策分野ということに変更いたしまして、(ア)の文化的資産の活用、めくっていただきまして29ページの(イ)文化芸術鑑賞等の機会の提供及び(ウ)の瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施を施策として取り組み内容等を記載いたしております。

右側の30ページをごらんください。政策分野のウその他では、(ア)として、圏域情報の発信及び共有化と(イ)高松市屋島陸上競技場の活用の2つの施策を掲載いたしております。

31ページをお開き願います。3つ目の視点、圏域マネジメント能力の強化では、アの職員の交流、人材育成等とイのその他、大学等との連携事業の2項目を掲げております。

以上が第3条の連携する具体的事項に掲げております3つの視点、11の政策分野、16の施策でございます。

次に、第4条の事務の執行等に係る基本的事項でございます。

第1項では、高松市と小豆島町とが相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるとしております。第2項では、費用負担が生じた場合は、その受益の程度を勘案し、それぞれが負担するといたしております。

32ページをごらんください。第3項では、人員や費用の負担については、その都度高松市と本町が協議して定めるとしております。

次に、第5条協定の変更または廃止でございます。第1項では、この協定を変更または廃止しようとするときは、甲、乙協議して決定するものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめそれぞれの議会での議決を経なければならないと規定しておりまして、協定の変更または廃止は双方の合意で可能であり、この場合は議会の議決を要件とするものでございます。一方、第2項では、議会の議決を経て相手方に本協定の廃止を求める旨を通告することができることといたしております。ただし、一方の市町から議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、通告があった日から起算して2年を経過した日に効力を失うとしております。言いかえれば、どちらかが協定廃止の意志を相手側に伝えてからなお2年間は協定の効力が継続するということになります。

最後に第6条では、本協定に定めのない事項等の処理に関して疑義等が生じたときを含め、両方で協議して決定することといたしております。以上で議案第74号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番森議員。

4番（森 崇君） この協定書、課長でいいんですけど、失礼ですけど、期待しているとしたら一体どんなことを期待したらいいんか、町民としても議員としても。それはどんな考えてますか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） もとより1町というか行政単位を超えて大きな圏域として内外へのアピールや圏域内の交流促進、そういったものを期待してよろしいんじゃないかと思っております。

また、芸術機会の鑑賞につきましては、例えば高松市が主催する芸術鑑賞の機会に本町の児童・生徒なんかも参加できると、そういったメリットも想定されておるところでございます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今森議員が言うたんと割合似てるかもわかりませんが、27ページの上のほうのイ、デジタルディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備やとかいう形がありますが、こちら辺はどういうふうなことが島いうんですか我々の町としては期待できるかということですね。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） デジタルディバイドの解消ということでございますが、小豆島町につきましては、全地域がADSLの提供可能区域ということでございますので、ある程度のブロードバンドは可能と、ただ超高速インターネット網と言われておりますが光がないというような状況でございます。そういった中で、高松市の持たれているノウハウなんかをこちらのほうで活用できれば活用してまいりたい。ただ、光を引くというのは非常に多額の経費を要しますので、そのあたり費用対効果を十分に考えながら調査研究なんかを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） この協定書の内容については、非常に高松市との協定の中身においては非常に不利な内容もたくさんあるように思います。例えば、目的の中でも、やはり定住のために必要な都市機能及び生活機能を確保して中枢拠点性を強化するというふうな表現もあります。また、25ページ、中心市街地におけるにぎわいの創出、そういう中で甲の役割のbのところにもその強化を、活性化を推進する、そのための乙の役割というふうなことも書かれております。そういうところとか、27ページにも、下のほうですが、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の促進の中で、中心市街地における直売所の整備及び活用というふうな内容が数多くあって、本当に小豆島町にとってはいい内容ではないというふうに思うわけですが、総務省の要綱において、その予算措置を伴う共生ビジョンの作成については、その周辺の自治体における議決権というのは持ち得ないというふうに認識しているんですが、これは関係者とか関係自治体と協議を行うだけであって、議決権がその町になればやはり中心地の意のままになるというふうに思うんですが、予算に伴う議決権は持ち得ないというふうに理解していいんでしょうか。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 予算に伴う議決権といいますか、当然甲の役割につきましては高松市が執行される予算に伴って執行されるものでございますので、小豆島町が議決権を行使することが不可能であろうと思っております。

ただ、共生ビジョンにつきましては、当然協議はいたしますが、協議についての議決権はないというふうに理解をいたしております。

ただ、先ほど村上議員おっしゃったような地域内外の住民との交流促進なんかでは、逆に私どものほうの事業を推進していきたいということでございます。

また、中心市街地につきましては、整備のほうは高松市が行ってこちらの住民が利用する程度の話かなと思っております。

あと、直売所なんかにつきましては、こちらの地場産業を高松市でPRする場を、高松市が整備されたものを提供していただくというような内容でございますので、一方的に不利益なものであるとは思っておりません。以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

議案の審査報告は12月17日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第15 決定第1号 農業委員会委員の推薦について

議長（中村勝利君） 次、日程第15、決定第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番秋長正幸議員、2番藤本傳夫議員の退場を求めます。

〔1番 秋長正幸君 2番 藤本傳夫君 退場〕

議長（中村勝利君） 内容については、お手元に配付のとおりです。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（真渡 健君） わかりましたか。別冊のほうのページは打っておりませんけども、後から4枚目でございます。先ほどの決算の後につづっております。

決定第1号農業委員会委員の推薦について。

農業委員会に関する法律第12条第2項に基づく議会推薦の農業委員を下記のとおり推薦する。

平成21年12月15日提出。

小豆島町議会議長中村勝利。

議長（中村勝利君） 小豆島町農業委員会の委員は、平成21年12月19日をもって任期が満了するので、農業委員会に関する法律第12条第2項の規定により、議会で学識経験を有

する者4人を推薦しようとするものです。

推薦方法につきましては、地方自治法第118条第2項に規定しております指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、推薦方法は指名によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

小豆島町農業委員会委員は、馬木、秋長正幸氏、神懸通、藤本享三氏、池田、藤本傳夫氏、神浦、平井保夫氏、以上の4人を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、小豆島町農業委員会委員に秋長正幸氏、藤本享三氏、藤本傳夫氏、平井保夫氏の4人を議会から推薦することに決定されました。

〔1番 秋長正幸君 2番 藤本傳夫君 入場〕

議長（中村勝利君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は12月17日木曜日に会議を開きます。

なお、開議時間については、12月8日の議会運営委員会で決定しておりますように、午後1時30分に開会いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時59分